

長久手町第2次障害者基本計画

長久手町 第2次障害者基本計画

2006—2015



支え合う 思いやりのまち ながくて



長久手町

平成18年3月

長久手町

長久手町第2次障害者基本計画

ごあいさつ



長久手町では、「ノーマライゼーションの理念」の実現した社会をめざして、平成11年3月に策定しました「長久手町障害者基本計画」に基づき、各種施策の推進に努めてまいりました。この間、介護保険制度・支援費制度の導入や精神保健福祉事務の一部が町に移譲され、平成18年度から障害者自立支援制度がはじまるなど福祉施策のあり方は大きく変化しています。このような変化を踏まえつつ住民アンケートや団体ヒアリングを行い、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「長久手町第2次障害者基本計画」を策定いたしました。

障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「ともに生きる社会」とするためには、すべての方々が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員としてその責任を分担することが必要です。また、それを実現していくためには障害のある方々の活動や参加を制限・制約している諸要因を除去するとともに、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められております。

この「ともに生きる社会」は行政だけではなく、すべての住民がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任のもとに協働して主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものであり、そのための具体的な施策を推進していく必要があります。

本計画は、以上のような視点に立ち、「共生社会の実現」に向けて本町が取り組むべき障害福祉施策を定めたものであります。

本計画の推進にあたっては、福祉関係者だけでなく地域や各種団体、関係機関との連携を深め、協働による取組が重要と考えております。今後とも住民の皆様や関係者の方々のなお一層のご支援ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました「長久手町障害者基本計画策定委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの住民の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

長久手町長 加藤 梅雄

目

CONTENTS

次

総論

1	計画策定の基本的な考え方	4
(1)	計画策定の基本的な考え方	4
(2)	計画の内容	4
(3)	計画の期間	5
2	関連計画との連携・位置づけ	6
(1)	「障害者基本計画」と「障害福祉計画」 との関係	6
(2)	その他計画との連携	7
3	計画の策定体制と推進体制	8
(1)	計画の策定体制	8
(2)	計画の推進体制	8
4	計画策定の基本目標と視点	10
5	施策の体系	12

各 論

1 啓発・広報	17
1 啓発と広報活動の推進	18
2 福祉教育等の推進	20
3 ボランティア活動の推進	22
2 生活支援	29
1 利用者本位の生活支援体制の整備	30
2 在宅サービスの充実	34
3 施設サービスの再構築	38
4 スポーツ、文化芸術活動の振興	42
5 福祉用具の普及促進と利用支援	44
6 サービスの質の向上と確保	46
7 専門職種の養成・確保	46
3 生活環境	55
1 住宅、建築物のバリアフリー化の推進	56
2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進	60
3 防災・防犯対策の推進	66
(1) 災害対策	66
(2) 住宅等の防災対策	70
(3) 防犯対策	72
4 教育・育成	77
1 一貫した相談支援体制の整備	78
2 専門施設の機能充実と多様化	82
3 社会的および職業的自立の促進	84
5 雇用・就業	87
1 障害のある人の雇用の場の拡大	88
2 総合的な支援施策の推進	88
6 保健・医療	95
1 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	96
(1) 障害に対する医療等	96
(2) 保健・医療サービスに関する適切な情報提供	96
2 精神保健・医療施策の推進	96
7 情報・コミュニケーション	101
1 情報のバリアフリー化の推進	102
2 情報提供の充実	102
3 コミュニケーション支援体制の充実	104
4 投票への配慮	104
8 国際協力	111
1 国際交流の推進	112

資 料

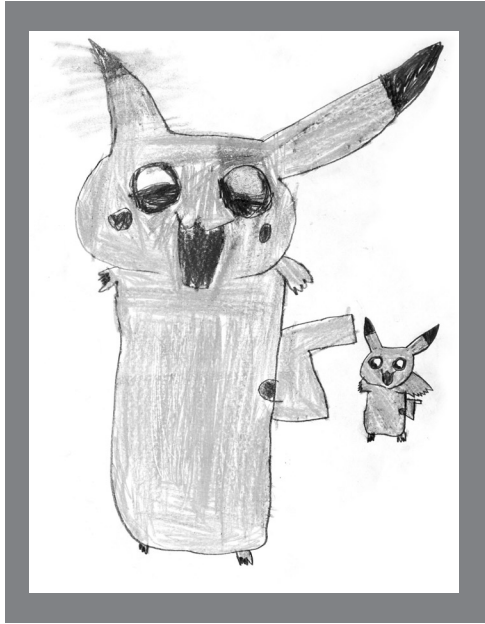
1 障害者の状況	116
(1) 身体障害者の状況	116
(2) 知的障害者の状況	117
(3) 精神障害者の状況	117
2 障害のある人の生活状況等	118
(1) 介護の状況	118
(2) 住まいの状況	119
(3) 福祉サービスの利用状況	120
(4) 希望する将来の暮らし方	121
3 障害保健福祉圏域と障害者施設の設置状況	124
長久手町障害者基本計画策定委員会設置要綱	125
障害者団体ヒアリング日程表	126
障害者基本計画策定委員会委員名簿	126
障害者基本計画策定専門部会委員名簿	126

表紙・中扉

この計画書の表紙・中扉等のイラストは、全て長久手町の各小学校における特殊学級の児童により描かれたものです。



総論



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の基本的な考え方

21世紀の社会においてめざすべき姿は、障害の有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現であると思われます。この共生社会において、障害のある人は社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加や参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担することにあります。

その一方で、障害のある人の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められています。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化が進展する現代社会において、将来の活力を維持向上させるうえでも重要なことです。

すべての町民の人たちが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO等すべての人たちがその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものです。そのために、町民一人ひとりの理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが求められています。

このような考え方に立って、長久手町が町民のすべての人の理解と協力のもとに取り組むべき障害者施策の基本的方向を本計画で定めています。

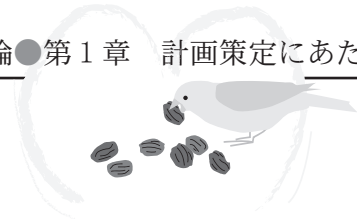
(2) 計画の内容

国の新障害者基本計画では、計画の施策を実施する上での基本目標として、「社会のバリアフリー化」「利用者本位の支援」「障害の特性を踏まえた施策の展開」「総合的且つ効果的な施策の推進」という4つの視点を挙げており、また実施にあたって重点的に取り組む課題として、「活動し参加する力の向上」「活動し参加する基盤の整備」「精神障害者施策の総合的な取組」「アジア太平洋地域における域内協力の強化」の4つが設定されています。

さらに「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「教育・育成」「雇用・就業」「保健・医療」「情報・コミュニケーション」「国際協力」の計画に設定されている8分野が示されています。

これを受けて、本町の計画は国と同じ8分野における現状と課題を整理し、基本的な施策の方向性を示しています。

また、数値目標にあたっては、平成18年度に策定を予定している障害者自立支援法に基づいた「長久手町障害福祉計画」において定めることとします。

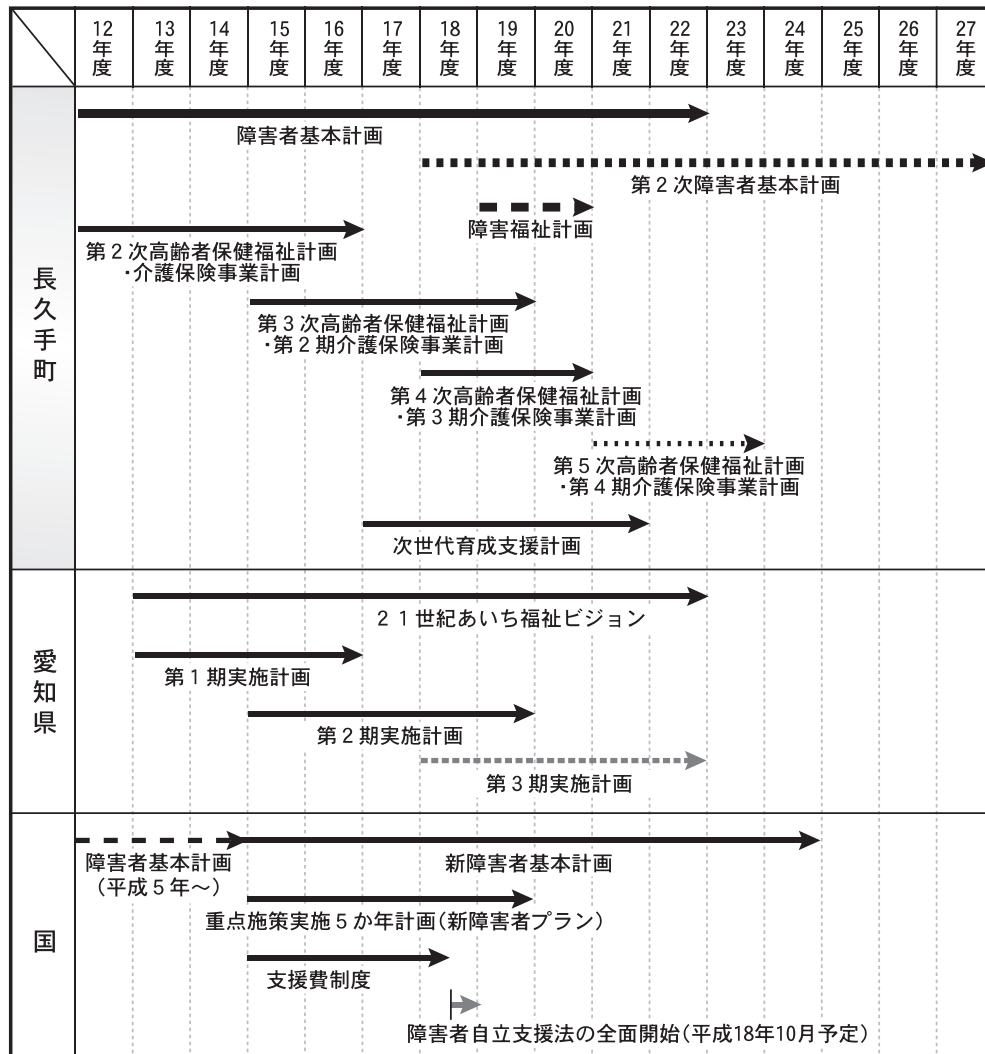


(3) 計画の期間

この計画は、障害者基本法第7条の2に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人たちの意向や社会情勢をふまえ、長久手町の障害施策全般に係る基本的方向を示すための計画です。

本計画の実施にあたっては、本町の総合計画である「第4次長久手町総合計画」との整合性をはじめ、「長久手町次世代育成支援計画」「長久手町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、および今後策定される「長久手町地域福祉計画」との連携や整合性を図りながら推進していきます。

この計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

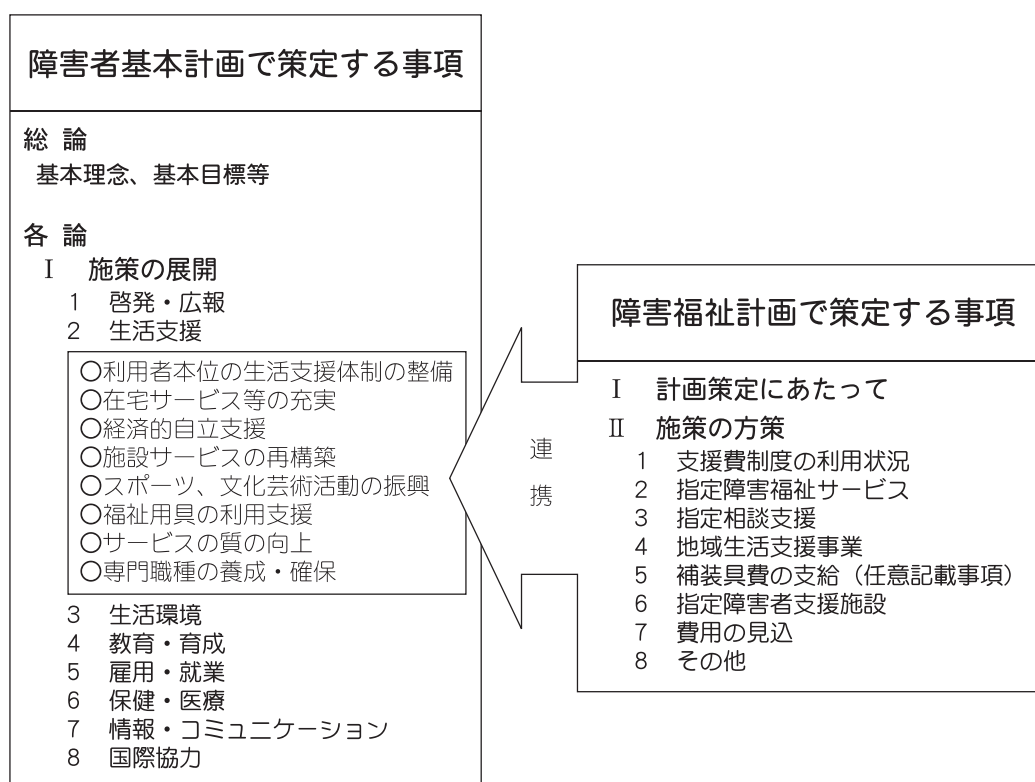


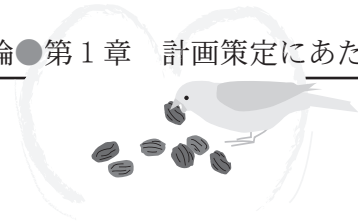
2 関連計画との連携・位置づけ

(1) 「障害者基本計画」と「障害福祉計画」との関係

障害者基本計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であるのに対し、障害福祉計画は3年を1期として定めるものです。このため、障害福祉計画においては障害者基本計画に掲げる分野別施策目標「生活支援」の中において、障害福祉サービスに関する3年間の数値目標づくりとして策定することになります。

また、障害のある65歳以上の人においては、介護保険制度の介護給付サービスを優先的に活用することになっているため、「介護保険事業計画」との整合性を保つことが必要となります。

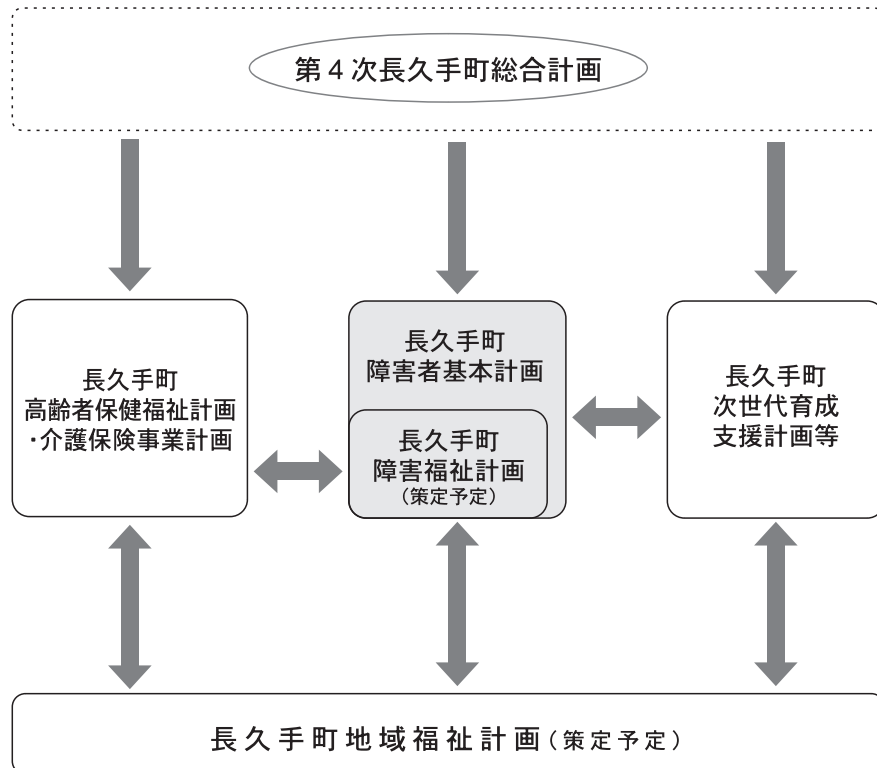




(2) その他計画との連携

障害のある65歳以上の人においては、平成12年度に介護保険制度が施行されてから、介護給付サービスを優先的に活用することになっているため、「長久手町第3期介護保険事業計画」からの整合性が必要であり、障害のある児童については平成16年に策定された「長久手町次世代育成支援計画」との整合を保つことが必要となります。

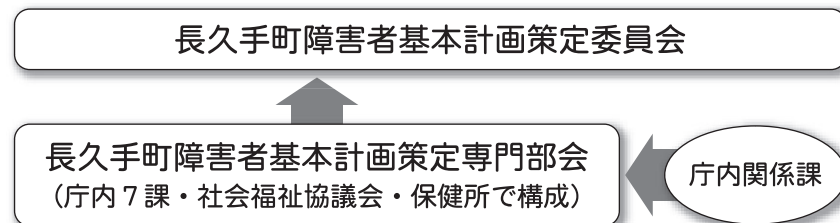
また、「長久手町地域福祉計画」は、今後、策定が予定されているため、社会福祉法に規定されている内容にも配慮して策定していきます。



3 計画の策定体制と推進体制

(1) 計画の策定体制

本計画は、福祉課に事務局を置き、庁内の関係7課と社会福祉協議会、保健所で構成する「障害者基本計画策定専門部会」において、障害福祉施策に係わる関係各課が施策の評価と課題を抽出した後、解決に向けた施策の方向性の検討や、複数課にまたがる施策については関係各課との調整を図りました。こうして、専門部会から挙がってきた計画素案等の内容を専門家や学識経験者などから構成する「長久手町障害者基本計画策定委員会」で諮りながら計画策定を進めました。



(2) 計画の推進体制

障害者施策を全庁的に取り組むため、施策に係わる検討および施策の実施にあたっては、関係部局間の連携・調整を行いながら推進していきます。

また、計画を効果的に推進するため、進捗状況を継続的に点検・評価し、ケアマネジメントからの障害者のニーズ、新しい法制度や社会経済状況の変化等をふまえて、計画を見直します。



本計画の用語の使い方について

1996年（平成8年）2月21日発行の「厚生福祉」によると、言葉には、人々の意識や態度に影響を及ぼしてしまう不思議な力を持つ場合があると記載されています。

本計画書における用語の使い方は次のように設定しました。

但し、法などに規定している場合や表・グラフ・記述のタイトル等に用いる場合は、除外しました。

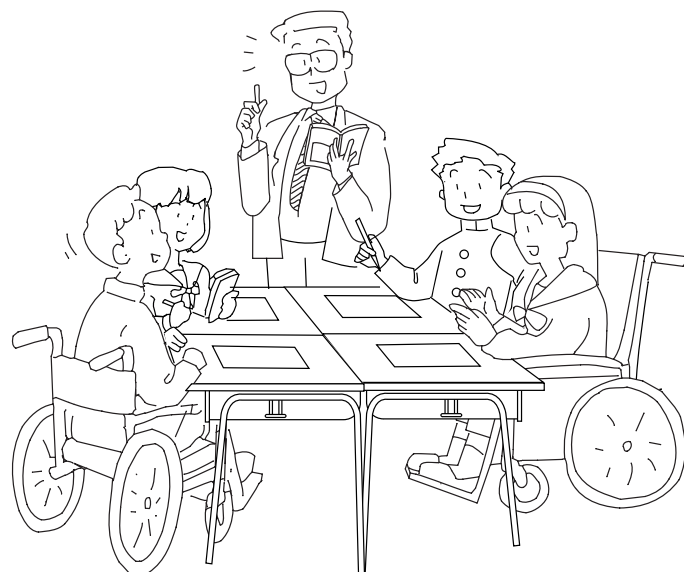
【用語の例】

「障害者対策」 → 「障害者施策」

「障害者・健全者」 → 「障害のある人・障害のない人」
 「障害をもつ人・もたない人」

「障害の発生予防」 → 「障害の予防」

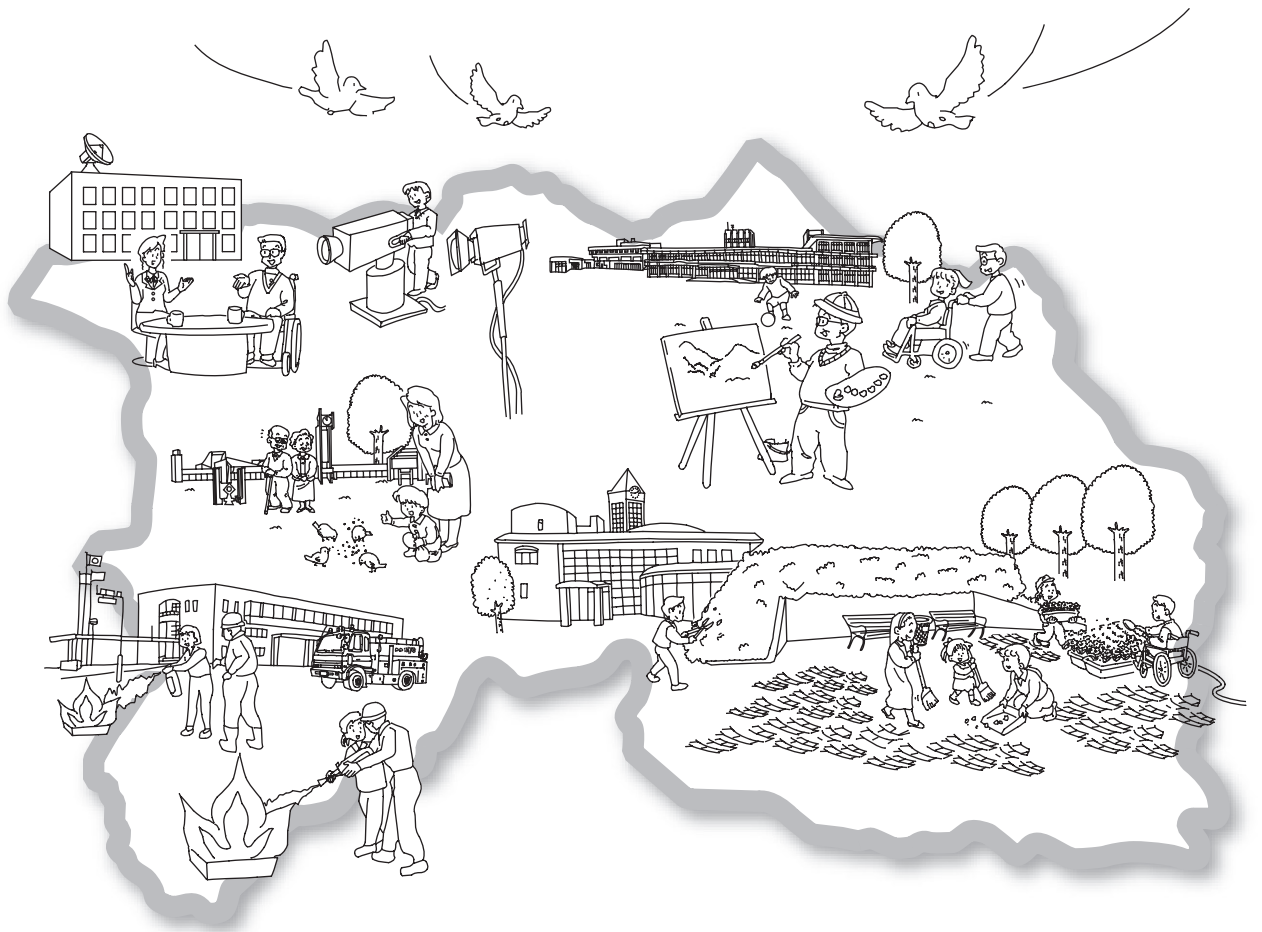
「先天的障害」 → 「出生時からの障害」

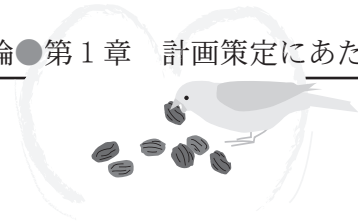


4 計画策定の基本目標と視点

本計画の基本目標は、長久手町の将来目標である「ふれあいひろがる創造のまち 長久手」と、国の新障害者基本計画の目標である「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」を大きく発揮できるように、次のように定めました。

支え合う 思いやりのまち ながくて





また、計画の見直しにあたっては、国が策定した「新障害者基本計画」の基本的な枠組みに準拠しながら長久手町の地域特性やニーズを取り込んだ計画内容とするため、現行計画の施策評価や今後の施策立案については以下の4つの視点から検討しました。

1 バリアフリー化の推進

- 障害の有無にかかわらず、町民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進します。
- 社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、企業、町民団体等への取組を積極的に支援していきます。

○地域で自立した生活を支援することを基本に、利用者一人ひとりのニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実施します。

○利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを推進します。

○利用者のニーズに沿った多様かつ十分なサービスを確保するため、企業等の積極的活用も含め、供給主体の拡充を図ります。

○地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、NPOや地域住民団体との連携・協力を推進します。

2 利用者本位の支援

3 特性を踏まえた施策の展開

○個々の障害に対応したニーズを的確に把握するとともに、障害の特性に応じた適切な施策を推進します。

○現在、障害者施策の対象となっていない障害等に対しても必要性を踏まえ適切に対応します。

○県や近隣市町村における教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係行政機関相互のネットワークづくりを構築します。

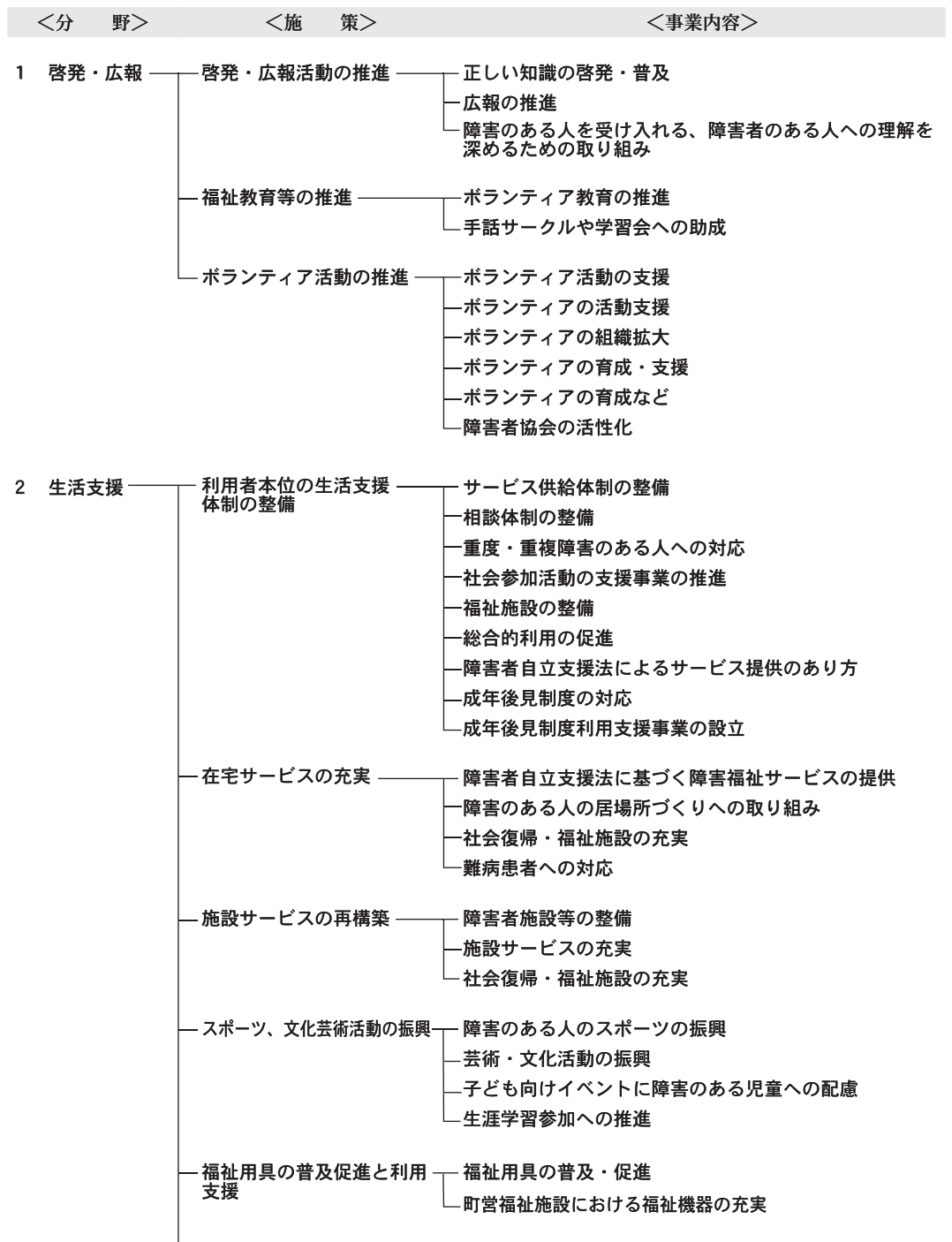
○個々の障害者に適切なサービスを提供する観点から、高齢者施策など他の関連制度との連携の在り方について検討します。

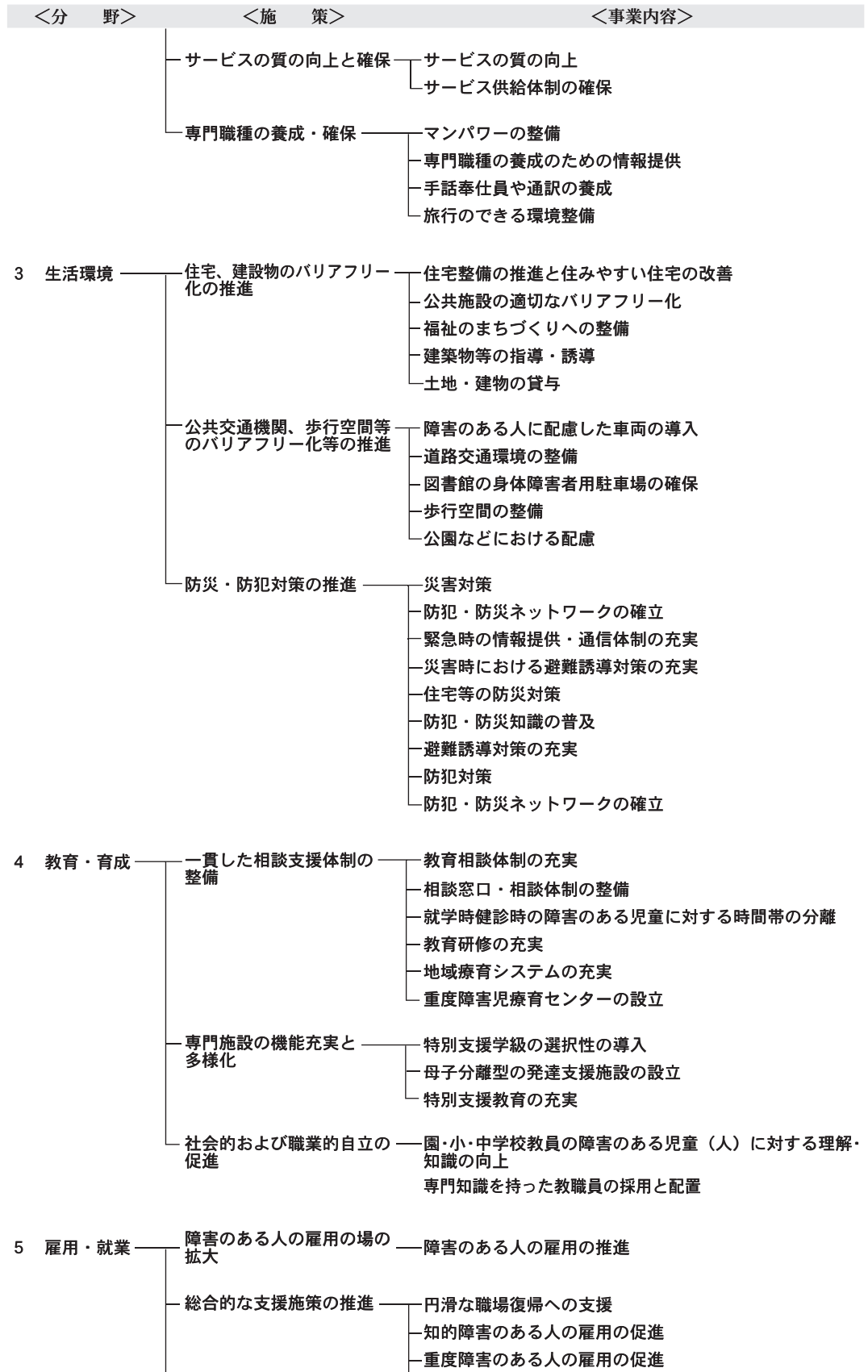
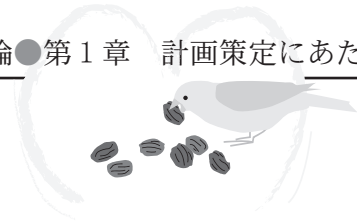
4 効果的な施策の推進

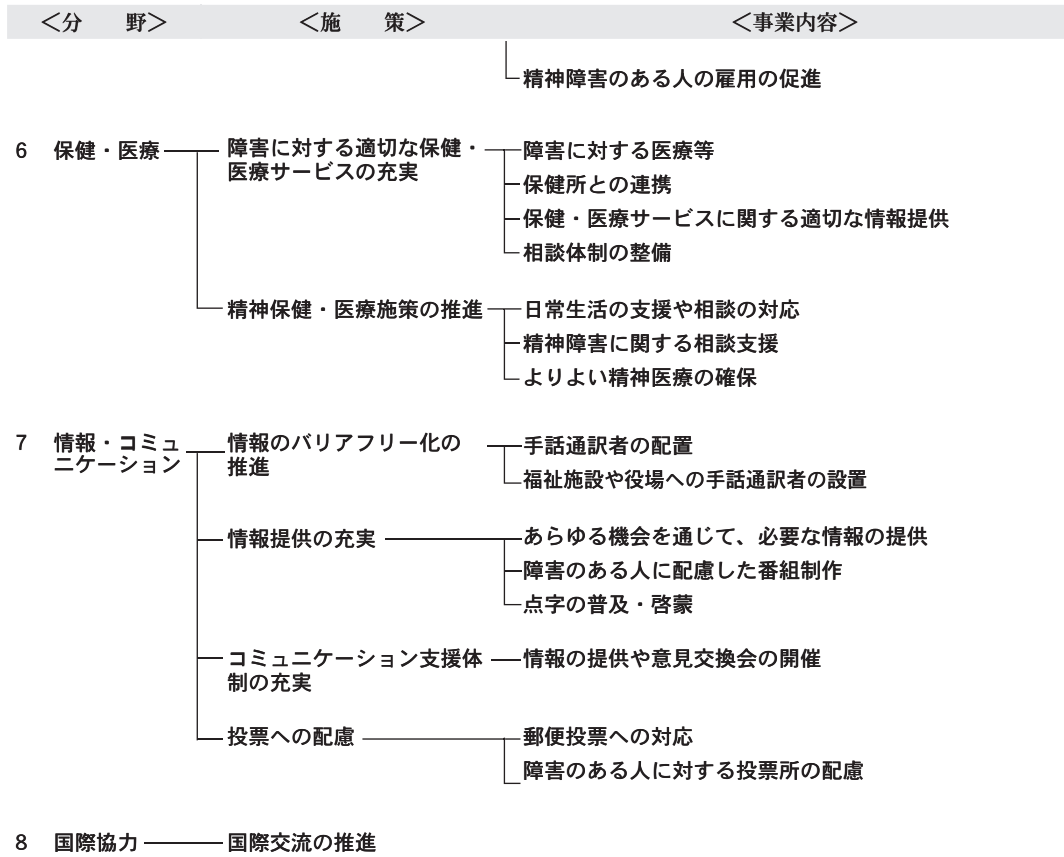
5 施策の体系

障害者施策には、障害者の年齢、障害の種別・程度に応じた広範多岐にわたる事業があります。

計画策定にあたっては、上位計画に沿った総合的な施策推進が図られるよう、障害のある人や町民に分かりやすい計画になるように関連施策を分野毎にまとめました。









各 論



第 1 章

啓 発 ・ 広 報

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及に努めます。

また、障害および障害者に関する理解を促進するために、町民参加による啓発活動を推進します。

1 啓発・広報活動の推進

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


①正しい知識の啓発・普及

○「地域福祉を考える学習会」や「知的障害についての勉強会」を開催し、障害のある人に対する理解を深める機会を設けました。

 第1次計画/P 88

○社会福祉協議会や民間団体等で行われている福祉講座や講演会の参加者が増加するよう、内容の検討が必要です。

○精神障害のある人について地域住民に理解してもらうため、「こころのケア」についての勉強会を開催しました。

 第1次計画/P 88

○精神障害のある人に対する誤解や偏見は、回復途上の精神障害のある人に対して、地域での自立や就労の促進、施設の整備などに大きな阻害要因となっています。

○精神障害のある人に対する誤解や偏見を払拭するため、地域住民に対して精神障害について正しい知識の継続的な普及活動が必要です。

○資格制度における欠格条項¹⁾の見直しについては、困難な状況です。

 第1次計画/P 88

○資格制度における欠格条項の見直しは、町としての独自の取り組みではなく、障害のある人の資格取得の現状を踏まえ、県や周辺市町と連携しながら取り組む必要があります。

②広報の推進

○障害啓発週間においては、町広報誌や庁舎内の電光掲示板にて周知を行っています。

 第1次計画/P 88

○障害啓発週間の周知を推進するために、障害のある人の生活に密着した、より周知度の高いメディアの活用や、周知のための情報機器の整備に対しても取り組みが必要です。



施策の推進

- ◆障害のある人に対する町民の理解を深めるための福祉講座や講演会は、社会福祉協議会や民間団体で開催されており、さらに充実できるように支援します。また、知的障害・身体障害に限らず精神障害についても啓発を行います。
- ◆広報誌等を通じて、精神障害のある人の正しい知識の普及を推進するとともに、将来的には「精神保健福祉」に携わるボランティアの養成等をめざしていきます。
また、障害のある人と地域住民の交流を図っていきます。
- ◆今後とも成年後見制度²⁾を啓発することにより、欠格条項の見直しについて支援していきます。
- ◆障害啓発週間の周知については、町広報誌やケーブルテレビ³⁾、庁舎内の電光掲示板を通じて広報を行います。


1 啓発・広報活動の推進

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

- 広報誌による障害のある人の活動や支援団体の活動の情報提供については、まだ実施されていない状況です。

 第1次計画/P 88

- 広報誌による障害のある人の活動や支援団体の活動事例の紹介と、町民の意識向上との関連性は低いと思われるため、広報誌以外の周知方法の検討が必要です。

③障害のある人を受け入れる、障害のある人への理解を深めるための取り組み


- 「障害があっても地元で安心して暮らせるよう、周りの人たちにも知ってもらえる機会を作ってほしい」という意見があります。

- 障害のある人への理解を深めるために、啓発活動等の機会を設ける取り組みが必要です。

2 福祉教育等の推進

①ボランティア教育の推進

- 町内すべての小・中学校および高等学校を長久手町社会福祉協力校⁴⁾として委嘱し、福祉実践教室を中心とした福祉教育の推進を図り、各種ボランティア体験講座⁵⁾等を実施して若年層のボランティアに対する意識向上に努めました。

 第1次計画/P 57

- 学校側により一層の意識向上を図るため、さらなる情報提供等の実施が必要です。

②手話サークルや学習会への助成

- 「小・中学生が手話を取得することに対して、勉強の場や情報の提供について助成してほしい」という意見があります。

- 小・中学校における福祉実践教室などの勉強の場への助成や講師情報の提供が必要です。



施策の推進

◆障害のある人へ対する町民の福祉意識向上を図るため、障害のある人の活動内容の紹介や支援団体の活動事例などを紹介します。

◆障害のある人が地域で安心して暮らせるように、周囲の人に対して障害理解への啓発活動の行事などの開催を図ります。

◆社会福祉協議会において、町内の小・中学校および高等学校を福祉協力校に委嘱し、実践学習の機会を提供することで、社会福祉への理解とボランティア精神を養う事業を推進してきました。今後とも、社会福祉協議会と学校が一体となった福祉教育を推進します。

◆小・中学校において福祉実践教室への助成や手話、盲導犬などの講師情報の提供を推進していきます。

3 ボランティア活動の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


①ボランティア活動の支援

○ボランティアコーディネーター⁶⁾を配置し、町民からの依頼や相談に応じるとともに、ホームページの内容を充実して情報を発信しています。

 第1次計画／P 90

○専任常勤コーディネーターの配備が必要です。

○小・中学校および高等学校における福祉実践教室を実施するとともに、福祉技術ボランティア（点字、手話等）講座を開講しています。

 第1次計画／P 90

○「ともに生きる」を原点としたボランティア活動の支援が必要です。

②ボランティアの活動支援


○「町が支援しているという位置付けがあると活動しやすい」「ボランティア団体の交流が図れるとよい」という意見があります。

○ボランティア団体との交流が図れるように、町としての支援が必要です。

○個人情報保護等により、現在のボランティアを利用されている障害のある人は数名であり、新たな利用者は少ないといった現状を踏まえた取り組みが必要です。


③ボランティアの組織拡大

○「ボランティアだより」の発行（年3回新聞折りこみ）およびホームページのコンテンツを充実し、各種情報を提供しています。

 第1次計画／P 90

○タイムリーな情報提供が必要です。

○団体登録している学生ボランティアに対して情報を提供しています。

 第1次計画／P 90

○各大学との連携による情報交換が必要です。



施策の推進

- ◆ ボランティアコーディネーターの育成および配置、これを支援する情報システムを通じたボランティアとの連携や支援体制を、ボランティアセンター⁷⁾を通じて強化していきます。
また、コーディネート業務⁸⁾に係わる人材育成の強化に努めます。

- ◆ ボランティア活動に関心のある人も多く、日常生活で空いた時間を有効にボランティア活動ができるように、障害のある人とボランティアとの意思疎通の支援を今後とも努めます。また、「ともに生きる」を原点としたボランティア活動の啓発や充実するための支援を行います。

- ◆ ボランティアセンターでの研修会および交流会の開催と、「ボランティアだより」⁹⁾等の周知により、交流および情報提供を図ります。
- ◆ 障害のある人に対して、ホームページの活用、障害者団体へ「ボランティアだより」等の送付をするなど、ボランティアの活動を紹介する取り組みを行っていきます。

- ◆ 「ボランティアだより」の全戸配布や、ホームページの更新回数を増やすなど、内容の充実に努めます。

- ◆ 学生によるボランティア活動の活性化に向けて、各大学と連携して情報の公開や参加機会の拡大、意識向上を今後とも図ります。また、各大学および学生ボランティアとの交流を推進します。

3 ボランティア活動の推進

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

④ボランティアの育成・支援

○「大学生・退職者をボランティアの人的資源として活用できないか」「行政がボランティア登録制度等を設け、認定登録者を障害者団体などに派遣するような支援事業を行ってはどうか」という意見があります。

○大学生・退職者をボランティアの人的資源として活用することに対する検討が必要です。
また、行政から各大学等に呼びかけて協力体制を作ることが必要です。

⑤ボランティアの育成など

○「ボランティアを利用することによって、コンサート等に行くなど、生活の幅を広げることができる」「精神障害に理解をもったボランティアの育成をしてほしい」という意見があります。

○精神障害に理解をもったボランティアを育成することが必要です。

⑥障害者協会¹⁰⁾の活性化

○「障害者協会の活動については、情報もなくどのような活動を行っているかわからない」という意見があります。

○障害者協会の事務局は、社会福祉協議会の中にあって活動していますが、地区役員の高齢化もあり、地区ごとの活動はほとんどない状況であり、意識向上に向けた取り組みが必要です。



施策の推進

◆ボランティアの人的支援については、ボランティアセンターの登録制度を利用して、登録種別での育成・支援研修を行うなど、登録制度の充実を図ります。また、認定登録者を障害者団体などに派遣できるように、支援事業を推進します。

◆ボランティアの育成のため、登録ボランティアへの調整および育成講座等の開催を行っていきます。

また、県立大学などの実習生受入れ学校に対する呼びかけと、サークルなどの各大学の実態把握、「ボランティアだより」等の情報提供を行っていきます。

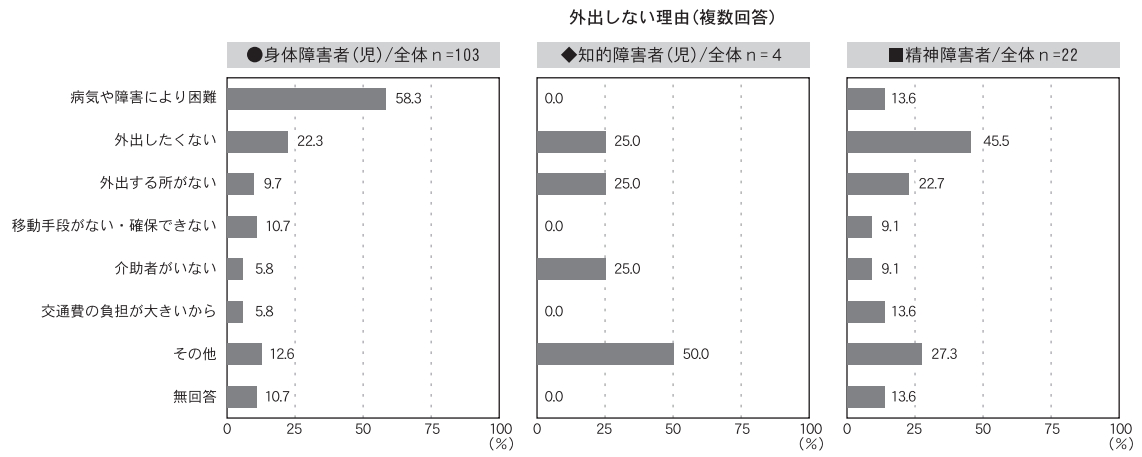
◆地区役員の高齢化に伴って、地区での活動が非活性化している現状を改善するため、地区役員若返りを含め活動の取り組みを推進することの意識向上を図ります。



＜用語解説＞

- 1) 【欠格条項】
 欠格条項にも相対的欠格と絶対的欠格の二種類がある。相対的欠格とは「資格を与えないことができる」などの表現で、場合によって資格の与奪を決めるという含みのあるものであり、絶対的欠格とは「資格を与えない」という表現で、免許権者の裁量の余地がないもの。
- 2) 【成年後見制度】
 高齢化や精神障害などで判断能力が不十分になることを想定し、判断能力のあるうちに選任した後見人に、将来の自己の生活や財産管理などに関する事務について代理権を与えて委任契約を可能としている制度。
- 3) 【ケーブルテレビ（CATV）】
 通信ケーブルによる有線テレビ放送。地域に密着したチャンネルや娯楽情報チャンネルなど、多岐に渡ったチャンネルが特徴。
- 4) 【福祉協力校（正式名称：長久手町社会福祉協力校）】
 小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア・社会連帯の精神を養うとともに、あわせて地域社会との連帯を深め「福祉のまち長久手」をつくることを目的に、平成4年度より社会福祉協力校として指定を行なっている。
 平成15年度に北小学校を指定し、町内小・中・高等学校全校（9校）が指定となり、全校とも現在まで継続し指定されている。
 各校様々な活動として取り組みを行なっているが、当該地域等実情に合わせ、高齢化及び障害者福祉等の体験学習・ボランティア育成啓発事業等行っている。
 指定期間は1年間ではあるが、継続して指定を受けることができる。
- 5) 【各種ボランティア体験講座】
 児童・生徒に対し福祉について考える機会を与えると同時に、実践的な活動を体験することにより、ボランティアへの興味・関心・育成へとつなげていくことを目的に開催する講座。（例示：点字・盲人ガイド・ものづくり「絵手紙」の講座を現在行う。）
- 6) 【ボランティアコーディネーター】
 ボランティアセンターや社会福祉施設、大学、企業等でボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、ボランティアが活動するための情報提供、相談、助言、研修の紹介等の支援を行う専門職。
- 7) 【ボランティアセンター】
 ボランティア活動の振興のため設置された機関。
 ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の相談、登録斡旋、広報啓発の実施、講座・研修会の開催、ボランティア保険の運営、福祉教育の推進など各種プログラムを実施している。
- 8) 【コーディネート業務】
 ボランティアに係わる業務を円滑に行うために総合的に調整すること。
- 9) 【ボランティアだより】
 長久手町ボランティアセンター主催の講座・研修会開催のお知らせ及び新規ボランティアセンター登録グループの紹介または、登録グループの主催する行事案内等を掲載するボランティアセンターが発行する情報誌。
 年3回（5月・9月・1月）発行。新聞（中日・朝日・読売・毎日）折込みによる町内頒布。発行部数13,500部。
- 10) 【障害者協会（正式名称：長久手町身体障害者福祉協会）】
 長久手町内に在住する身体障害者手帳の交付を受けている者を会員として組織する自主団体である。
 会員の福祉増進並びに自立更生の道を開き、互いの交流を図ることを目的にリハビリ訓練会・研修旅行等各種行事を企画・運営している。

<長久手DATA>







第 2 章

生 活 支 援

利用者本位の考え方に立った、個人の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備、サービスの量・質的充実をめざした障害者自立支援法に基づく「自立支援給付」「地域生活支援事業」を整備するとともに、すべての障害のある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立します。

1 利用者本位の生活支援体制の整備

計画の進捗状況・現況


施策の背景

今後の課題

① サービス供給体制の整備

○「障害のある児童の親の会」などを通じて対象者を把握し、福祉カルテ登録¹⁾につなげました。


また、福祉カルテから状況の確認、サービスの調整等に役立てることができました。

 第1次計画/P 42

○福祉カルテの有効な活用方法や福祉カルテ登録のメリットの再考と、個人情報保護の観点からその取り扱いや活用方法の見直しが必要です。

② 相談体制の整備


○福祉課窓口でも必要に応じて「地域福祉サービスセンター」を活用し、相談事業を行いました。しかし、周知が行き届かず、相談に来られない人もあったようです。

 第1次計画/P 48

○現状の相談事業が継続・充実できるよう進める必要があります。

③ 重度・重複障害のある人への対応


○重度・重複障害のある人に対しては、支援費制度³⁾の積極的な利用促進などを進めてきました。

 第1次計画/P 43

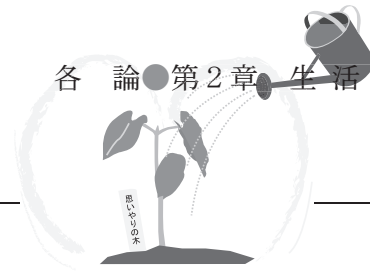
○重度・重複障害のある人に対する保健福祉施策へのニーズ把握が必要です。現状を踏まえ、県や尾張東部障害保健福祉圏域⁴⁾と連携しながら取り組むことが必要です。

④ 社会参加活動の支援事業の推進

○ガイドヘルパーネットワーク事業⁶⁾はありませんが、支援費制度の導入により、障害のある人の社会参加は促進されています。

 第1次計画/P 48

○障害のある人に対する社会参加の促進状況の見通しを把握する必要があります。



施策の推進

- ◆ 個人情報の保護に配慮しつつ、的確なサービスが提供できる仕組みづくりを整備します。
また、新たに設置される地域包括支援センター²⁾との連携を密にし、要援護者の情報集約をさらに推進し、福祉カルテのデータベース化を図ります。

- ◆ 障害のある人に対して総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業は、地域包括支援センターと福祉課窓口とで対応します。今後とも、障害のある人への相談体制が維持できるよう努めます。

- ◆ 常時介護が必要な重度・重複障害のある人に対する保健福祉施策の充実のため、障害者自立支援法⁵⁾に基づいた「地域生活支援事業」の導入により、推進します。

- ◆ 障害のある人の移動や旅行を容易にするガイドヘルパーネットワーク事業や知的障害のある人の社会参加活動の支援事業は、障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業の導入により、一層の充実を図ります。

1 利用者本位の生活支援体制の整備


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

⑤福祉施設の整備


○平成14年12月オープンした「福祉の家」では、高齢者や障害のある人が気軽に利用できるよう、2階には高齢者・障害者福祉センターを整備していますが、障害のある人の利用率は低い状況です。

 第1次計画/P 50

○障害のある人の利用率について把握し、周知活動や運営方法等の検討が必要です。


⑥総合的利用の促進

○「福祉の家」の建設など、障害のある人にやさしい施設の整備を進めています。しかし、既存施設のバリアフリー化などはなかなか困難な状況です。

 第1次計画/P 50

○障害のある人の多様なニーズを把握する必要があります。

○「福祉の家」は障害のある人のみならず介護保険制度とも連携しており、サービスの共同利用が図られています。また、デイサービスセンターにおいては、高齢者・障害者デイサービス事業を実施しています。

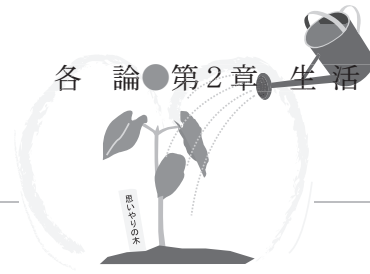
 第1次計画/P 50

○介護保険制度のデイサービスと障害者デイサービスの併用については、その適応関係を十分に把握し、適切なサービスの利用を促進していく必要があります。

⑦障害者自立支援法によるサービス提供のあり方

○「障害者支援が介護保険制度のメニューに近づいていく方向性のある中で、はたして障害者の特性等を理解したケアプランやサービスメニューが提供されるか疑問」という意見があります。

○障害者支援が介護保険サービスのメニューに近づきつつある方向を踏まえた上で、障害のある人の特性等を理解したケアプランやサービスメニューを提供していくことが必要です。



施策の推進

◆「福祉の家」は高齢者のみならず、障害のある人も利用できる施設であるため、障害のある人でも利用しやすいよう、施設面での工夫や事業運営を展開します。

◆障害のある人のニーズに的確に応え、身近な地域において効果的な施設機能が発揮できるよう、既存施設も含めて障害者施設のあり方を検討していきます。

◆障害のある人の施設利用の促進を図るとともに、「福祉の家」を中心に障害者サービスと介護保険制度と連携したサービス提供を行い、さらなる利用を図ります。

◆障害者自立支援法に基づいた「障害福祉計画」⁷⁾の策定が義務付けられており、この計画を策定（平成18年度）する際には、実施に向けた具体的な内容について検討していきます。

1 利用者本位の生活支援体制の整備


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

⑧成年後見制度の対応

○成年後見制度の説明会やパンフレットの配布等を行い、制度利用の普及・啓発に努めてきましたが、費用等の問題もあり、制度の利用がなかなか促進されない状況です。

 第1次計画／P 52

○制度の普及・啓発の推進活動の検討が必要です。

⑨成年後見制度利用支援事業の設立


○「後見人選任のための申し立て費用や鑑定費用、報酬が負担となるため、行政で補助が出る支援事業を設立してほしい」という意見があります。

○障害があっても20歳を過ぎると、親の法的代理権はなくなることを考慮した取り組みが必要です。

2 在宅サービスの充実

①障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供

○障害者支援費制度の導入に伴い、ホームヘルプサービスの利用者は増加している状況です。

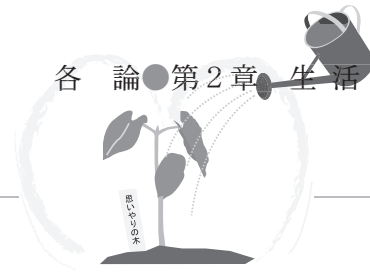
 第1次計画／P 42

○障害者自立支援制度の導入に伴って増加が見込まれる利用者に対応するサービスの充実を図ることが必要です。

○障害者支援費制度に基づくデイサービスや本町独自の児童デイサービスを実施しています。

 第1次計画／P 42

○障害者自立支援制度の導入に伴って見込まれる、利用者の増加に対応するサービスの充実を図ることが必要です。



施策の推進

- ◆知的障害、精神障害のある人の財産管理や権利擁護などを内容とする成年後見制度については、介護保険制度の中でも計画されており、今後の動向を見ながら普及・啓発を推進していきます。

- ◆障害のある人に対して、後見人選任のための申し立て費用や鑑定費用、報酬が負担とならないよう、助成制度を検討していきます。

- ◆ホームヘルプサービスの円滑な利用ができるよう、障害者自立支援法に基づいた自立支援給付（介護給付）⁸⁾の導入により、一層の充実を図ります。

- ◆デイサービスの円滑な利用ができるよう、障害者自立支援法に基づいた自立支援給付（介護給付）の導入により、一層の充実を図ります。


2 在宅サービスの充実

計画の進捗状況・現況

施策の背景


今後の課題

○障害のある人に対するサービスの実施については、それぞれの市町で対応しています。

 第1次計画/P 52

○サービスの的確な実施のために、必要に応じた尾張東部障害保健福祉圏域内の調整が必要です。

○障害者支援費制度の普及に伴い、ガイドヘルパーの利用は拡大しています。

 第1次計画/P 67

○ガイドヘルパー利用の増加に対応できるようサービスの充実を図ることが必要です。


②障害のある人の居場所づくりへの取り組み

○「障害のある人にも、高齢者のような居場所づくりへの取り組みを考えてほしい」「いろんな公共施設を障害のある人が利用しやすいように開放してほしい」という意見があります。

○障害のある人にも、いろんな公共施設が利用しやすいように開放したり、高齢者のような居場所づくりへの取り組みが必要です。

③社会復帰・福祉施設の充実

○精神障害者保健福祉手帳⁹⁾を取得した人については、町障害者手当の支給や「あったかあど」¹⁰⁾を発行しています。「こころの相談室」¹¹⁾を月1回開催し、電話相談などを随時行っています。家族会や社会復帰教室は瀬戸保健所が実施しています。

 第1次計画/P 44

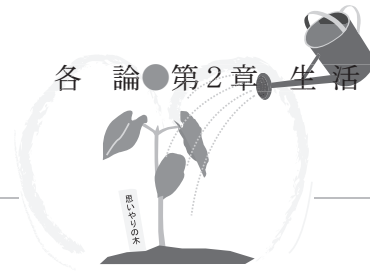
○精神障害は他の障害に比べて福祉施策が立ち遅れている状況です。タクシー利用助成などの福祉施策や、生活の身近な所で家族会や社会復帰教室等の取り組みの検討が必要です。

④難病患者への対応

○難病¹²⁾を有する人については、ホームヘルプサービスなどの適切な介護サービスを提供しています。

 第1次計画/P 52

○難病患者の療養生活を支援するために、居宅生活支援等の実態に即したサービスの提供に組み込みが必要です。



施策の推進

- ◆サービスの的確な実施については、障害者自立支援法に基づいた自立支援給付（介護給付）や地域生活支援事業の導入により、一層の充実を図ります。また、必要に応じて尾張東部障害保健福祉圏域内で調整していきます。

- ◆ガイドヘルパーの推進については、障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業の導入により、一層の充実を図ります。

- ◆「福祉の家」に設置の高齢者・障害者福祉センターを午前9時から午後5時まで開放し、「福祉の家」を拠点とした取り組みを推進していきます。

- ◆今後も福祉施策の充実を望む声が多くなることが予想されることから、ニーズに応じて福祉施策を充実させていきます。
- ◆精神障害のある人や家族等のニーズを把握し、家族会や社会復帰教室等の開催を検討します。

- ◆難病を有する人へのサービスについては、そのニーズを見極めたうえで必要な措置を検討していきます。

3 施設サービスの再構築


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


①障害者施設等の整備

○障害者施設やグループホーム¹³⁾等については、現在、知的障害のある人数名が利用しています。

 第1次計画／P 40

○障害者施設やグループホーム等については、施設・設備等の整備のみでなく、障害の程度や種類に応じた支援体制への取り組みも含めて検討が必要です。


○知的障害者通勤寮¹⁴⁾の整備は、名古屋市以外の近隣市町にもなく、整備が進んでいない実情です。

 第1次計画／P 40

○名古屋市以外の近隣市町においての知的障害者通勤寮の整備を促進することが必要です。

②施設サービスの充実


○これまでの入所施設の整備は、尾張東部障害保健福祉圏域の市町と調整を図ってきました。入所施設としては、瀬戸市に知的障害者入所施設「まゆ」が開設され、本町からも数名が入所しています。

 第1次計画／P 43

○施設入所ではなく、グループホームのような地域に根ざした生活を推進する方向に変わりつつある状況を踏まえたサービスの充実が必要です。

③社会復帰・福祉施設の充実

○精神障害のある人の社会復帰施設¹⁵⁾の建設は困難と考えられ、現時点では整備されていない状況です。

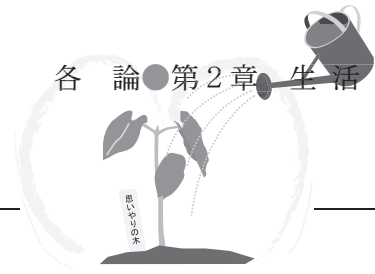
 第1次計画／P 44

○精神障害のある人の社会復帰施設については、尾張東部障害保健福祉圏域の市町と調整を図ることが必要です。

○精神障害のある人の生活訓練施設¹⁶⁾のニーズの見極めは困難であり、現在のところ利用要望等はありませんでした。

 第1次計画／P 44

○精神障害のある人の社会復帰施設については、尾張東部障害保健福祉圏域の市町と調整を図ることが必要です。



施策の推進

- ◆障害者施設やグループホーム等の設置については、障害のある人のニーズに合わせて尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。
また、障害者自立支援法により、施設サービスのあり方が見直しされるため、その動向にそった対応についても検討していきます。

- ◆知的障害者通勤寮の設置については、知的障害者のニーズに合わせて尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。
また、障害者自立支援法により、施設サービスのあり方が見直しされるため、その動向にそった対応についても検討していきます。

- ◆障害者自立支援法に基づいた「日中活動」と「生活介護事業」が導入され、日中の活動と居住支援とが明確になることから、利用者一人ひとりの利用目的にかなったサービスを提供していきます。

- ◆精神障害のある人への社会復帰施設については、精神障害のある人のニーズを見ながら、社会復帰施設の整備については尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。

- ◆精神障害のある人の生活訓練施設については、精神障害のある人のニーズに合わせて、尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。


3 施設サービスの再構築

計画の進捗状況・現況

施策の背景


今後の課題

○精神障害のある人の福祉施設の建設計画はなく、県に対して要望する機会もありませんでした。

 第1次計画／P 52


○精神障害のある人の社会復帰施設については、尾張東部障害保健福祉圏域の市町と調整を図ることが必要です。

○障害のある人の授産施設¹⁷⁾の整備については、まだ尾張東部障害保健福祉圏域内で整備を図っていないのが実情です。

 第1次計画／P 60


○障害のある人の授産施設については、尾張東部障害保健福祉圏域の市町と調整を図ることが必要です。

○精神障害のある人の社会適応訓練事業¹⁸⁾等については、まだ、尾張東部障害保健福祉圏域内では調整できていない状況です。

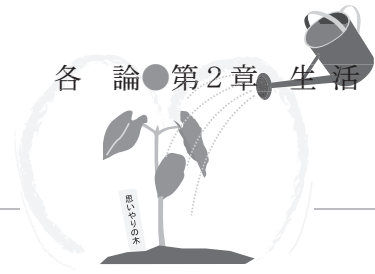
 第1次計画／P 60

○精神障害のある人の社会適応訓練事業等については、尾張東部障害保健福祉圏域の市町と調整を図ることが必要です。

○小規模保護作業所¹⁹⁾については、尾張東部障害保健福祉圏域内で建設整備の検討を進めています。しかし、現状では町内に小規模保護作業所がなく、利用者は近隣市町にある作業所を利用しています。

 第1次計画／P 60

○小規模保護作業所については、尾張東部障害保健福祉圏域の市町と調整を図ることが必要です。



施策の推進

◆精神障害のある人のための社会復帰施設などについては、尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。

◆就業が困難な障害のある人が活用できるような障害者授産施設については、尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。

◆精神障害のある人の社会適応訓練事業等については、必要に応じて尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。

◆小規模保護作業所は、精神障害のある人にとって有用な施設となるため、利用状況に応じて、尾張東部障害保健福祉圏域で調整していきます。

4 スポーツ、文化芸術活動の振興


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


①障害のある人のスポーツの振興

○「障害のある人が楽しく安心してスポーツ活動に参加してもらおう」という観点からスポーツ環境整備を検討中です。また、一部の障害のある人が県主催のスポーツ大会に参加しています。

 第1次計画/P 76

○スポーツ関係施設・事業の運営面において、障害のある人のための利便性を十分に確保するために、ニーズの把握が必要です。

○種々のスポーツ教室を開催していますが、「障害のある人のスポーツの振興」という点で、ハード面もソフト面の「養成・育成」も立ち遅れています。

 第1次計画/P 76


○関係各課と連携し、障害のある人の障害の種類や程度に適したスポーツやレクリエーションに参加できるよう、情報提供の仕組みや環境の整備が必要です。

○「障害のある人のスポーツの振興体験ができる機会があることが大切」「障害があっても参加できるような運動会などの開催があってもいいのでは」という意見があります。

○障害のある人が、体験・参加できる機会を設ける必要があります。

②芸術・文化活動の振興

○障害のある人を包括する町補助団体の施設使用料を減額することで利便性を図っています。

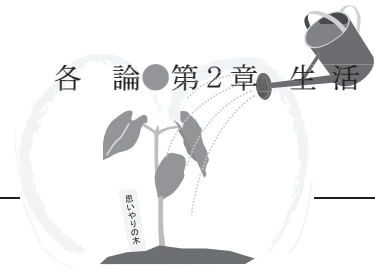
 第1次計画/P 76

○障害のある人たちに対する周知の方法等の検討が必要です。

③子ども向けイベントに障害のある児童への配慮

○「障害のある児童が参加できるイベントが少ない」という意見があります。

○障害のある児童が参加できるイベントを増やすための取り組みが必要です。



施策の推進

◆各種スポーツ大会、スポーツ教室およびレクリエーション教室などを関係各課と共催するとともに、ニーズに対応した施設整備を図ります。

◆スポーツ施設等における一層のバリアフリー化の推進、施設における職員のための研修会の開催・参加を通してソフト面の向上を図ります。

◆障害のある人が障害の種類や程度に応じて、それぞれに適したスポーツやレクリエーションに参加できるよう、関係各課と連携し、情報提供の仕組みや環境の整備を図ります。

◆障害のある人の参加する芸術祭や展示会など開催を支援することにより、障害のある人の生活を豊かにするとともに、社会参加を促進する芸術・文化活動の振興を図っていきます。
今後とも関係各課と連携して、周知と施設使用料の減額を続けます。

◆児童館において実施されている行事に、従来どおり障害のある児童が健常児と変わりなく参加できるように今後も工夫していきます。

4 スポーツ、文化芸術活動の振興


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

④生涯学習参加への推進

○生涯学習講座ガイド（町講座・大学公開講座等の情報）を発行して啓発に努めています。


 第1次計画／P 76

○周知の方法等の検討や、必要な機器類の調査が必要です。

5 福祉用具の普及促進と利用支援


①福祉用具の普及・促進

○窓口で相談に来られる障害のある人に対しては、適切な福祉用具のカタログの参照や専門業者の紹介を行っています。

 第1次計画／P 45

○福祉用具は、年々多種多様化しており、障害に応じかつニーズに合わせたフォローアップ体制の確立が必要です。


○各種の福祉用具の相談は、福祉課窓口で行い、福祉用具の給付は必要に応じて愛知県中央児童・障害者相談センターの判定を仰いでいます。

 第1次計画／P 45

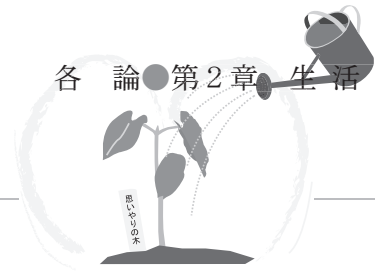
○福祉用具の相談については、障害のある人の特性に対応した、より専門的なアドバイスの必要があります。

②町営福祉施設における福祉機器の充実

○介護機器については、「福祉の家」の機能回復訓練室に設置されており、自立支援機能の強化が図られています。

 第1次計画／P 43

○機能回復訓練室の周知や、利用推進のPRが必要です。



施策の推進

◆障害のある人が生涯学習への参加ができるよう、カリキュラムの情報提供や参加支援をより推進するため、関係各課と検討します。

◆障害のある人がニーズに合わせて福祉用具を選択できるように、新しい福祉用具の情報を把握し、適切な福祉用具の提供に努めていきます。

◆福祉用具の適切な普及については、可能な限り福祉課窓口で対応し、必要に応じて愛知県中央児童・障害者相談センター²⁰⁾の判断を仰ぎながら推進します。

◆介護機器など福祉用具の積極的導入による施設機能の近代化、自立支援機能の強化を支援してきました。今後とも、「福祉の家」を中心として介護機器など福祉用具の充実を図っていきます。

6 サービスの質の向上と確保


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

①サービスの質の向上


○障害者ケアマネジメント²¹⁾研修会の参加など、主に県主催の障害者関係研修に積極的に参加してきました。

 第1次計画／P 43

○今後とも、職員の研修を積極的に行うことが必要です。

②サービス供給体制の確保

○ホームヘルパーは実情に合わせて整備されており、デイサービスは本町内に、ショートステイは尾張東部障害保健福祉圏域内で整備されています。


 第1次計画／P 42

○障害者自立支援法の導入に伴って、今後一層の整備が必要です。

7 専門職種の養成・確保

①マンパワーの整備


○社会福祉協議会で地域福祉サービスセンターコーディネーター研修会等に参加しています。

 第1次計画／P 48

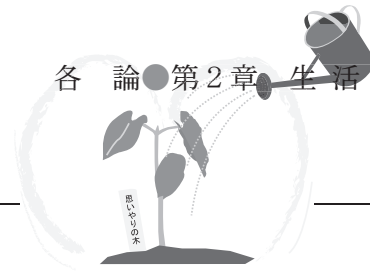
○今まで以上のソーシャルワーカーの配置が問われています。

②専門職種の養成のための情報提供

○障害のある人に対応するホームヘルパーの養成は、今まで実施してないのが実情です。

 第1次計画／P 48

○民間企業において養成研修を実施しているところの動向や、需要を見極める必要があります。



施策の推進

◆障害の種別や程度など個々の特性や障害のある人のニーズに応じ、適切な介護などのサービスが提供できるよう、今後とも職員の研修を行っていきます。

◆ホームヘルパーの増員やデイサービス・ショートステイの設置については、障害者自立支援法に基づいた自立支援給付（介護給付）の導入により、民間事業者等の参入が期待できるため、一層のサービス提供体制づくりを推進します。

◆障害のある人の実情に応じた相談・調整ができる専門スタッフの配置や、養成できる環境をつくれます。

◆障害のある人の特性に対応できるようホームヘルパー養成のための研修は、障害者自立支援法に基づいた自立支援給付の導入によりニーズが高まるため、事業者に対して県等が主催する研修会等の情報提供を行っていきます。


7 専門職種の養成・確保

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

○点訳や手話等の技能を有する者の養成については、今までボランティア体験講座等で実施してきました。

 第1次計画／P 48

○点訳や手話等の技能を有する者の養成が必要です。


③手話奉仕員や通訳の養成

○「手話奉仕員や通訳養成から、地域なかで活動につながることは地域の福祉力が上がる」という意見があります。

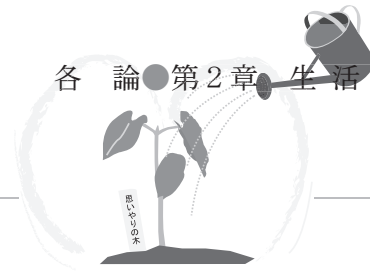
○手話奉仕員や通訳の養成が必要です。

④旅行のできる環境整備

○依頼に応じてボランティアの派遣を行っています。
例としては、視覚障害のある人への万博会場内でのガイドヘルプボランティアがありました。

 第1次計画／P 76

○「ともに生きる」をスローガンとした、誰もが便利と感じられる環境の整備が必要です。



施策の推進

- ◆点訳奉仕員、朗読（録音）奉仕員、手話通訳者その他専門知識・技能を有する者の養成・確保を検討します。

- ◆地域の福祉力²²⁾の向上をめざした取り組みとしては、手話奉仕員や通訳の養成をして、地域の中での活動につなげることなどを検討します。

- ◆障害のある人が安心して手軽に旅行ができるよう、随伴ボランティア²³⁾などの整備を図ってきました。今後は、誰もが便利と感じられる環境づくりのための人材発掘や育成を行います。



<用語解説>

- 1) **【福祉カルテ登録】**
障害者等を対象とし、心身状況や生活状況、サービス希望など適正に管理された個人情報として登録し、生活相談や福祉サービスの利用支援に活用している。
- 2) **【地域包括支援センター】**
介護保険制度の改正により、平成18年4月から新たに設置されるものである。基本的な機能としては、
①地域支援の総合相談、②介護予防マネジメント、③包括的・継続的マネジメントを実施する。
 - ①地域支援の総合相談
 - ・地域で生活を続けていく上で何らかの支援が必要になった時に、高齢者が身近に相談できる窓口
 - ・ケアの提供にあたり必要な関係機関との連携が図れ、包括的なケアができるような対応（社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが対応）
 - ②介護予防マネジメント
 - ・要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防の為に、地域支援事業のマネジメント、新予防給付のマネジメントの実施（保健師、主任ケアマネジャーを中心に対応）
 - ③包括的・継続的マネジメント
 - ・要介護状態になる前からの日常的な健康管理や介護予防、介護が必要になった時は介護サービスの提供等地域で様々な職種が連携して支援を確立する（主任ケアマネジャーを中心に対応）
- 3) **【支援費制度】**
社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成15年度より移行した。
支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。
- 4) **【尾張東部障害保健福祉圏域】**
障害保健福祉圏域は、愛知県が指定した圏域であり、本町は尾張東部障害保健福祉圏域に属し、本町のほか、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町の4市2町からなる圏域。
- 5) **【障害者自立支援法】**
障害者自立支援法は、国会の審議を経て平成17年10月31日に可決・成立し、11月7日に公布されました。障害者自立支援法の目的は、すべての人々が人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすものであり、そのために必要なさまざまな施策を実施するものである。具体的には、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設し、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定め、あわせて児童福祉法等の関係法律について所要の改正を行うもの。
- 6) **【ガイドヘルパーネットワーク事業】**
重度の視覚障害者のある人、脳性まひ等による全身性障害のある人が、都道府県・指定市町村間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを確保するためのネットワークを整備する事業。
- 7) **【障害福祉計画】**
自立支援法においては、高齢者保健福祉計画と同様に、障害福祉サービスおよび相談支援ならびに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため行動計画を法第5章で策定することになる。そのため、市町村の障害福祉計画を中心に、国と都道府県が重層的な計画を立てる。まず国は、基本的な指針（第87条）を策定。右記の基本指針に即して、市町村は「市町村障害福祉計画」、都道府県は「都道府県障害福祉計画」を策定することが義務づけられている。

(基本指針)
 第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービスおよび相談支援並びに市町村および都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

8) 【自立支援給付(介護給付)】

介護給付 ● 居宅介護(ホームヘルプ) ● 重度訪問介護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援 ● 児童デイサービス	● 短期入所(ショートステイ) ● 療養介護 ● 生活介護 ● 施設入所支援 ● 共同生活介護	訓練等給付 ● 自立訓練 ● 就労移行支援 ● 就労継続支援 ● 共同生活援助(グループホーム)	補装具 自立支援医療 ● (旧)更生医療 ● (旧)育成医療* ● (旧)精神通院公費* <small>※実施主体は都道府県等</small>
---	---	---	--

9) 【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害がある方が、一定の障害の状態にあることを証明するもの。この手帳を持っていることによりさまざまな支援を受けることができる。精神障害者の生活を支え社会参加を手助けする制度。手帳の障害等級は1級～3級まであり1級～2級は障害年金の1級～2級と同じ程度、3級は障害年金の3級より広い範囲となっている。精神疾患と日常生活での障害の状態の両面から判定される。

10) 【あったかあど】

65歳以上の高齢者および身体障害者手帳等の手帳所持者の方に交付されるカード。N-バスに無料で乗車できたり、長久手温泉ござらっせの入浴料金割引が受けられたり、各種サービスを受けることができるカード。

11) 【こころの相談室】

統合失調症等、心の病気によって生じる生活のしづらさや社会参加に悩む方、その家族の方を対象として相談員による個別相談を行なっている。

12) 【難病】

難病とは、医学用語ではなく、特定の疾患群を指すものではないが、昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。難病のうち指定された特定の疾患を特定疾患という。

13) 【グループホーム】

一定の自活能力のある知的障害、精神障害のある人に対し、居宅その他の設備を利用できるようにするとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設。

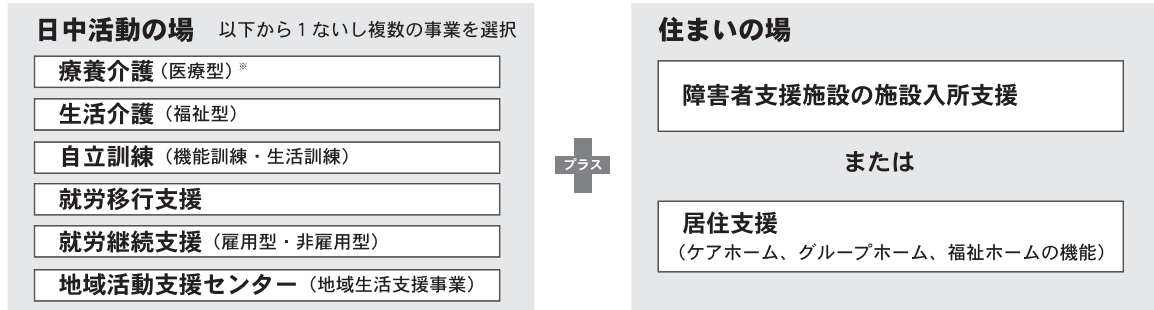
14) 【知的障害者通勤寮】

就労している15歳以上の知的障害のある人に対し、居室その他の設備を利用できるようにすると共に、自立に必要な助言および指導を行うことを目的とする施設。

日中活動と住まいの場の組み合わせ

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している常時介護が必要な人は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせることができる。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能。

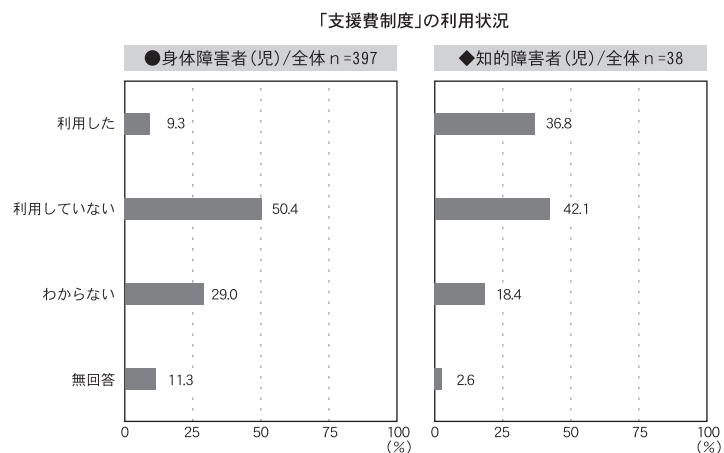
●見直し後



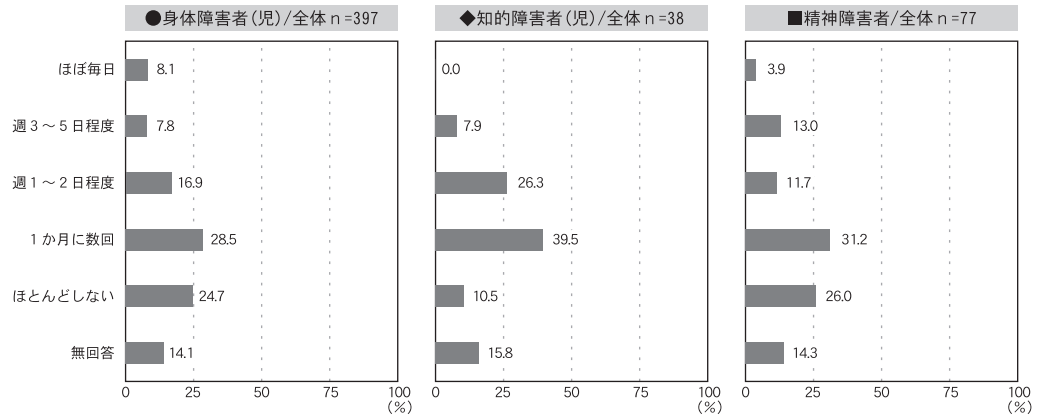
*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

- 15) 【社会復帰施設】
精神障害のある人が通常の社会生活を営めるよう、自立・自助のための訓練・指導等を行う施設。精神障害者生活訓練施設と精神障害者授産施設がある。
- 16) 【生活訓練施設】
入院の必要はないが、自立して生活するには困難な精神障害のある人に生活の場を提供すると共に、必要な訓練や指導を行う施設。入所期限は原則として2年間。
- 17) 【授産施設】
障害により雇用が困難な者、生活に困窮する者などに必要な訓練を行い、職業を与えて、自活するための施設。通所型と入所型があり、入所型の場合は最終的に一般事業所への就業や自営等での自活が可能になることを目的としているため、入所期間は一定ではない。重度障害の場合は入所型となる。
- 18) 【社会適応訓練事業】
精神科医療機関に通院中の方で、症状が安定し就労を希望する精神障害者を対象に、県が協力事業所に委託して、職場での社会適応訓練を行う事業。なお、期間は6か月を単位として最高2年まで。
- 19) 【小規模保護作業所】
精神障害のある人が通所して、作業指導、生活指導等を行うことにより社会復帰を促進する施設。
- 20) 【愛知県中央児童・障害者相談センター】
愛知県では、3か所の児童・障害者相談センターがあり、そのセンターの1つで児童相談所の業務に加えて、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の業務を担っている。
- 21) 【障害者ケアマネジメント】
障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法のこと。
- 22) 【地域の福祉力】
地域住民が障害のある人をはじめ、住民弱者を支援することで住み慣れた地域で住み続けられる環境が向上することを地域の福祉力の向上という。
- 23) 【随行ボランティア】
障害のある人が旅行に出かける際、自分自身で行動ができないため、その人に随行して移動手段の補助を行うボランティア。

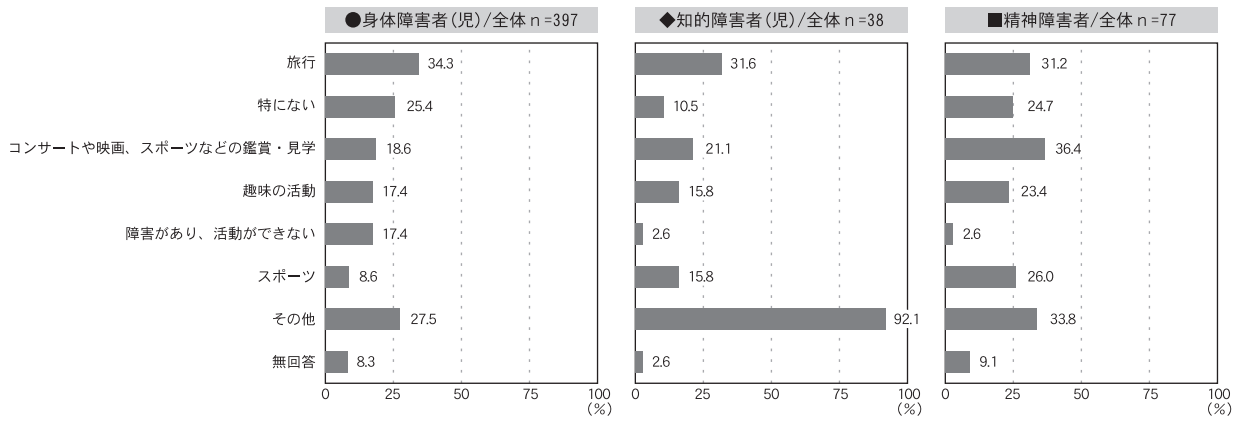
<長久手DATA>



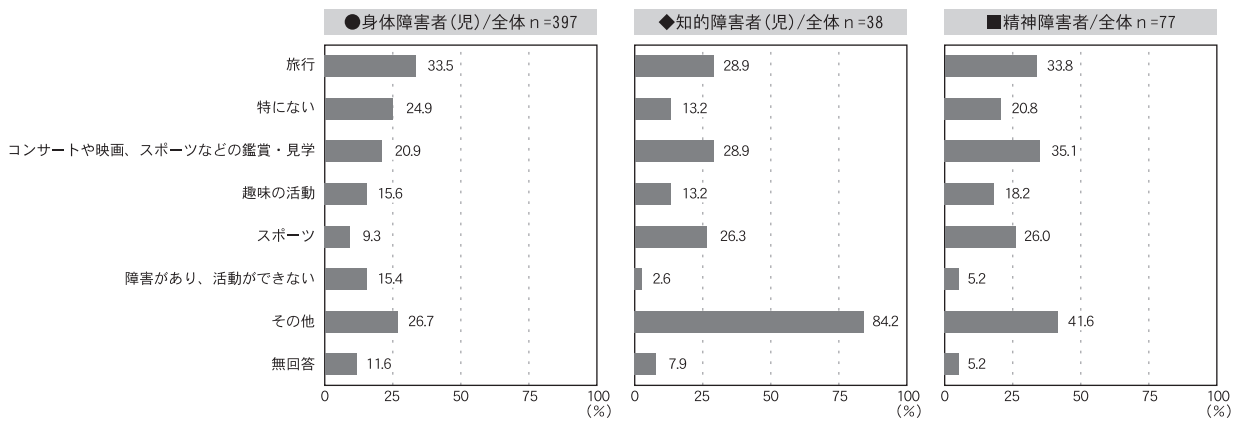
レジャー、会食など、余暇やつきあいの外出

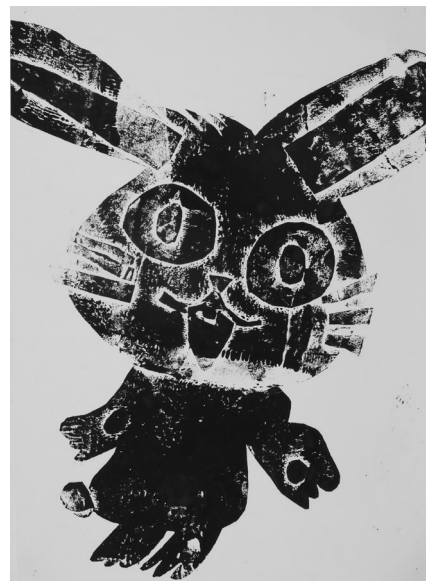


1年間に実施した趣味や学習、スポーツ(複数回答)



取り組みたい趣味や学習、スポーツ(複数回答)







第 3 章

生 活 環 境

町民誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や、安全・安心の確保のために防災、防犯対策を推進します。

このため、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、町内の目的地まで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

1 住宅、建設物のバリアフリー化の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


①住宅整備の推進と住みやすい住宅の改善

○県営山野田住宅の新設に関しては、「美しいまちづくり条例」に基づいて開発協議等を行い、長久手町としての要望を県に働きかけました。

 第1次計画／P 40


○既存の公共賃貸住宅の改善に際しては、「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づいた住宅整備の働きかけが必要です。

○障害者住宅整備資金の貸付や住宅改善費の補助等は受け付けています。しかし、障害のある人の高齢化に伴って制度の適用が介護保険制度下で行われることが多く、利用者はほとんどいない状況です。

 第1次計画／P 40

○障害者住宅整備資金の貸付や住宅改善費の補助等については、現状で介護保険制度との併用を踏まえて、高齢でない障害のある人に対して適切な利用を促進するための周知活動等の検討が必要です。

○リフォームの相談は民間業者で行っており、リフォームヘルパー²⁾を活用した実績はないため、リフォームヘルパーの導入やリフォームに関する相談体制は現在のところ確立していません。

 第1次計画／P 40

○リフォームヘルパーについての周知と、障害のある人が利用しやすい相談体制の確立への取り組みが必要です。


②公共施設の適切なバリアフリー化

○「障害のある方から『福祉の家』が使いにくいという話を聞く」という意見があります。

○施設や設備等を障害のある人が使用する際の使い勝手については、実態を把握する必要があります。

③福祉のまちづくりへの整備

○“人にやさしい街づくり”を推進するために、平成12年3月に「長久手町人にやさしい街づくり計画」を制定しました。

 第1次計画／P 50

○利用頻度の高い公共施設から順に「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づいた、改善整備の推進が必要です。



施策の推進

- ◆公共賃貸住宅の新設や改善がある場合には、「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づき、段差の解消や手すりの設置などバリアフリー¹⁾に配慮した住宅整備を働きかけていきます。

- ◆障害のある人が暮らしやすいように配慮された民間住宅の整備を推進するため、障害者住宅整備資金の貸付や住宅改善費の補助等の公的補助制度を通じて、住宅建設・改造の促進を図ります。

- ◆リフォームに関する相談に対しては、県の障害者住宅整備資金貸付制度の活用を推進していきます。

- ◆障害のある人が公共施設を使用する際に不自由な箇所を把握し、障害に応じた改修等を検討していきます。

- ◆「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づき、関係各課と“人にやさしい街づくり”の理念を共有し、庁内推進体制の整備に努めるとともに、町民・事業者の協力が必要なため、“人にやさしい街づくり”の理念の普及に努めていきます。

1 住宅、建設物のバリアフリー化の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


④建築物等の指導・誘導

○「ハートビル法」³⁾「愛知県人にやさしい街づくり条例」「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づいて、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進しました。

 第1次計画/P 70

○“人にやさしい街づくり”の理念の普及に努め、町民や事業者と協働してバリアフリーに取り組むことが必要です。

○障害のある児童に対応できるよう、各小・中学校の階段に手すりを整備しました。その他の施設については、障害のある児童・生徒が入校する都度に整備を実施しています。

 第1次計画/P 70

○障害のある児童により対応するためには、計画的な整備が必要です。

⑤土地・建物の貸与

○「障害のある人が働く場所、生活の場として、行政所有の土地・建物（学校の空き教室・公営アパート）をできるだけ安価で提供・貸与してほしい」「障害のある人やその生活の場等に対する地域の理解が、活動によって得られても建物などの契約期限などにより、移転を余儀なくされることがあり、安心して生活できる、または活動できる場が必要」「建物などを貸す側に、税の減免などがあると良い」という意見があります。

○障害のある人の就労・住居場所に対しては、適切な場所や建物を提供し、期限による移転などの問題に取り組むために、地域の理解と行政の一層の支援が必要です。



施策の推進

- ◆「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づき、その理念の普及に努めるとともに、建築物等のバリアフリー化を推進していきます。

- ◆障害のある児童が円滑に地域の学校での教育が受けられるよう、拠点学校においてスロープや手すり、障害のある人用のトイレ等の設置をしており、今後とも拠点校方式により優先的に整備し、それ以外の学校では学校施設の大規模改造時に整備していきます。

- ◆障害者団体に対する土地・建物の貸与は、地方税法第348条第2項10の4～10の6で非課税の対象となる場合を規定しています。
なお、非課税の対象とならない場合でも無償で貸与し、また町の委託事業として公益のために直接使用していれば減免の対象となります。

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進

計画の進捗状況・現況


施策の背景

今後の課題

①障害のある人に配慮した車両の導入

○長久手町巡回バス（＝Nバス）⁴⁾の運行経緯は、以下のとおりです。

- ・平成10年7月1日バス2台 4ルート
- ・平成11年10月1日バス1台を増車（3台）
7ルート 38便
- ・平成14年12月16日バス3台
8ルート 44便
- ・「福祉の家」の開館に伴い、Nバスを同施設と接続し、運行しています。
- ・無料対象者に、被爆者健康手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者を追加しました。
- ・平成16年4月1日バス1台を増車（4台）
8ルート 44便
- ・「福祉の家」に乗り入れているルートを延長して運行しています。
- ・平成17年3月6日バス4台
8ルート 42便
- ・東部丘陵線（リニモ）開通に伴い、Nバスをリニモ駅へ接続し、運行しています。

 第1次計画／P 66

○今後のNバス運行に関しては、①狭い道路での一方通行のルート運行の打開策が必要、②工事集中期間等の渋滞時における、定時運行の確保への対策が必要、③車イス利用者が乗車できる設備の検討が必要です。

○民間事業者においてノンステップバス等の導入は積極的に行われている状況です。

○障害のある人の利用状況や問題点を明らかにして、民間事業者に対して改善点などを要請していく必要があります。

○「Nバスにノンステップバス等を採用しバリアフリー化を検討してほしい」という意見があります。

○Nバスにノンステップバス等を採用し、バリアフリー化への検討が必要です。

 第1次計画／P 66



施策の推進

- ◆現在、町内巡回バスとして長久手町巡回バス（＝Nバス）が運行しており、その利用頻度はかなり高く、今後はNバスの買い替えにあたり、バリアフリー法⁵⁾に対応する車両として電動リフト付き車両⁶⁾の導入を検討します。

-
- ◆公共交通機関における障害のある人が利用しやすい車両（電動リフト付き等）の導入については、民間事業者に対して要請します。

-
- ◆Nバスの買い替えにあたり、バリアフリー法に対応する車両の導入を検討していきます。

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

②道路交通環境の整備

○「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づいて、公共性の高い施設については、障害のある人用の駐車スペースの確保を推進しました。

 第1次計画/P 66

○公共性の高い施設について、障害のある人用の駐車スペースの確保についての基準を整理し、町民や事業者と協働していく必要があります。

③図書館の身体障害者用駐車場の確保

○「バギー・車イス利用者は普通車用駐車場からの移動が大変」という意見があります。

○バギー・車イス利用者等、障害のある人が身障者用駐車場を使用できるように、健常者への周知が必要です。


④歩行空間の整備

○「福祉の家」の北の道路に幅4mの歩道を設置しました。
また、医療施設においては（整形外科）の西側に幅2mの歩道を、（医大病院）南に幅3.5mの歩道を設置しました。

 第1次計画/P 50

○周辺道路の状況によっては、歩道の新設等は困難な場合もあります。

○現在、歩道設置の場合には、最低歩道幅2m以上で設置しています。

 第1次計画/P 67

○幅2mの歩道は、対向者がいる場合、狭く感じられるため、幅3.5mの幅員の確保に努める必要があります。
歩道の拡幅や新規設置については、沿線住民の理解を得るための対策が必要です。



施策の推進

- ◆「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づき、その理念の普及に努めるとともに、公共性の高い施設については障害のある人用の駐車スペースの確保を推進していきます。
- ◆図書館の南玄関にある身障者用駐車場を健常者が利用するのを極力制限し、車イス利用者の人が利用できるよう周知に努めます。
- ◆福祉施設、医療施設の周辺においては、障害のある人にとってより利用しやすい歩行空間の整備を優先的に進めており、今後とも道路を新設する際には可能な限り歩道の設置に努めていきます。
- ◆車イスがすれ違うことができ、障害のある人等でも安全で快適に利用できる幅の広い歩道を整備しており、今後とも歩道を設置する際には可能な限り3.5mの幅員を確保できるよう努めます。

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進

計画の進捗状況・現況


施策の背景

今後の課題

○歩道の段差の解消は、序々にではありませんが実施しています。視覚障害者誘導ブロックの設置は、県道やリニモの駅を中心に設置されています。

また、以下の条例に基づく対策を行っています。


- ・平成17年3月1日長久手町美しいまちづくり条例施行
 - ・平成17年3月1日長久手町自転車等の放置の防止等に関する条例施行
 - ・条例の制定周知を広報誌にて全戸配布啓発の実施
 - ・放置自転車に対する注意札の貼り付け実施
- ※但し、高台式の歩道の段差解消は、隣接住宅の乗り入れ・塀等が支障となり段差解消できない場合があります。

 第1次計画 / P.67

○東部丘陵線（リニモ）開通に伴い、増加が懸念されるリニモ駅周辺の放置自転車の対策が必要です。


○放置自転車防止に対する町民への周知徹底が必要です。

○音響誘導装置については、信号設置と同調することから、警察の管轄により設置することになります。

 第1次計画 / P.67

○障害のある人の利用状況や問題点を明らかにして、警察に対して改善点等を要請していく必要があります。

○東部丘陵線新駅周辺において、5箇所の駐輪場の合計で約1,040台分の整備を行いました。

 第1次計画 / P.67

○放置自転車の防止とともに、駐輪場への誘導に努める必要があります。



施策の推進

- ◆横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障害者誘導ブロックを整備できるよう努めます。
- ◆歩道上の自転車の放置を防止するため、放置自転車等の規制に関する条例を制定しており、その条例に基づいた対策を行っていきます。
また、啓発広報活動等による町民への放置自転車に対するモラルの向上を図ります。

-
- ◆交差点等の音響誘導装置などの、先進機器の導入については、ニーズに応じて警察に要望していきます。

-
- ◆駐輪場の整備は、地域の状況に応じて駐輪場の増設を検討していきます。

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

⑤公園などにおける配慮

○都市公園の出入口において、スロープを最低1箇所は設置しました。
また、公園トイレの改修（下水道接続）の際には手すり等の設置や、バリアフリーに配慮した複合遊具の設置を行っています。

 第1次計画/P 78

○車イス対応トイレの設置や、健常者と障害のある人が一緒になって公園を利用できるようなソフト面の対策等の取り組みが必要です。

3 防災・防犯対策の推進

(1) 災害対策

①防災ネットワークの確立

○障害のある人の安全確保のために、消防団や自営消防組織との連携を深めることを、地震災害対策計画⁷⁾や福祉関係者における地震災害対応マニュアル⁸⁾で定めています。

災害福祉救援ボランティア養成講座開講による災害、救援ボランティアの核づくりを行っています。

- ・地域で行う防災講習会において、日赤第2奉仕団、長久手町応急救護ボランティアの協力を得て開催しています。また、町総合防災訓練開催時には、町消防団、婦人消防クラブ、地元企業のアマチュア無線クラブ等の協力を得て連携を取っています。
- ・防災フェスティバル（講演会、応急救護訓練）等を開催しました。

○平常時から消防団や自営消防組織との連携の強化が必要です。

○災害ボランティア拡充による行政その他等との連携づくりと、防災体制の構築が必要です。

○自主防災・防災組織の早期立ち上げ・自主防災組織等の協力による防災体制の確立が必要です。

 第1次計画/P 82



施策の推進

- ◆障害のある人の健康づくりやふれあい・交流の場を身近に確保できるよう「長久手町人にやさしい街づくり計画」に基づき、地域の公園施設についてバリアフリー化をさらに推進し、障害のある人を含む全ての人々が安心して利用できるよう配慮した公園施設の充実を図っていきます。

- ◆地震災害対策計画や福祉関係者における地震災害対応マニュアルに基づき、障害のある人の安全を守るため自主防災組織等との連携を深めていきます。また、災害ボランティアの育成・強化などをさらに推進します。




3 防災・防犯対策の推進

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


○愛知万博を機に設立されたテレビ局と自治体による研究会で、デジタル放送⁹⁾による災害情報（文字情報含む）発信を検討しています。

 第1次計画/P 82

○全町民に広く、かつ迅速に広報するためのネットワーク形成が必要です。


②緊急時の情報提供・通信体制の充実

○高齢者等の緊急通報システム¹⁰⁾については整備されています。
聴覚障害のある人を対象としたFAX緊急通報の受信体制を整備しました。

 第1次計画/P 84

○障害のある人の緊急通報システムについては、音声ナビゲーションシステム¹¹⁾や障害者パソコンネットワーク¹²⁾等の利用等を視野に入れた環境の整備や、行政だけでなくボランティア団体の協力も得た取り組みへの検討が必要です。


○災害情報の提供については、ケーブルテレビによる地域気象情報の提供を行っています。

 第1次計画/P 84

○避難情報（避難勧告等）を町民へ迅速かつ確実に情報伝達する手段としての防災行政無線の整備が必要です。

③災害時における避難誘導対策の充実

○障害のある人向けの福祉関係者における「地震災害対応マニュアル」を策定し、災害時の障害のある人への対応について定めています。

 第1次計画/P 84

○実際に災害が発生した場合には、効率よく障害のある人の救助や安否確認ができるよう体制の整備が必要です。



施策の推進

- ◆現在急速に普及しつつあるデジタル放送と、ケーブルテレビ（CATV）「ひまわりネットワーク」の特性を活用し、よりよい災害時の緊急情報を提供していきます。

- ◆障害のある人の緊急通報システムについての普及・啓発に努めます。

- ◆洪水、土砂災害などに関する迅速かつ適切な情報提供を行うため、災害時要援護者に配慮した防災情報システムの整備について検討していきます。

- ◆障害のある人の安否確認等、迅速かつ的確な情報のあり方などを盛り込んだ福祉関係者における地震災害対応マニュアルに基づき、より具体的に行動できるよう、整備を行っていきます。

3 防災・防犯対策の推進

計画の進捗状況・現況


施策の背景

今後の課題

○災害時には地震災害対策計画や福祉関係者における地震災害対応マニュアルに基づいて支援体制を確保するとともに、防災訓練では障害者等の災害時要援護者の安否確認を想定した訓練を行っています。

災害福祉救援ボランティア養成講座の中で要援護者の支援について学んでいます。

- ・防災訓練開催時に避難誘導訓練、災害時要援護者の安否確認を行い、一時避難場所への避難誘導をボランティア団体とともに実施しています。


 第1次計画/P 84

○ボランティア団体と連携して、災害発生時に災害時要援護者を安全に避難誘導ができるよう体制の整備が必要です。

(2) 住宅等の防災対策

①防災知識の普及

- ・防災パンフレットの配布や防災手帳の交付を行うことで、防災に関する知識の普及に努めています。
- ・講座による防災知識の普及に努めています。
- ・障害のある人だけに限らず、災害時要援護者を対象に普及・啓発を行いました。
- ・広報誌による防災記事の掲載、ケーブルテレビによる防災の特集を放送しました。
- ・防災マップを作成し、全戸配布を実施しました。災害発生時の備え等（地震から身を守る、災害に備える、避難が必要なとき、地震・風水害の知識、わが家の防災対策、非常持出品と備蓄品）について周知・啓発を行いました。
- ・地域で行う防災講習会や町総合防災訓練開催時において、防災に関するパンフレットを配布しました。

 第1次計画/P 82

○災害時に障害のある人への支援について、健常者の意識の高揚を図る必要があります。

○点字・手話ビデオなど障害のある人にあわせたパンフレット等の作成が必要です。

○自主防災組織等と連携した防災体制の確立が必要です。

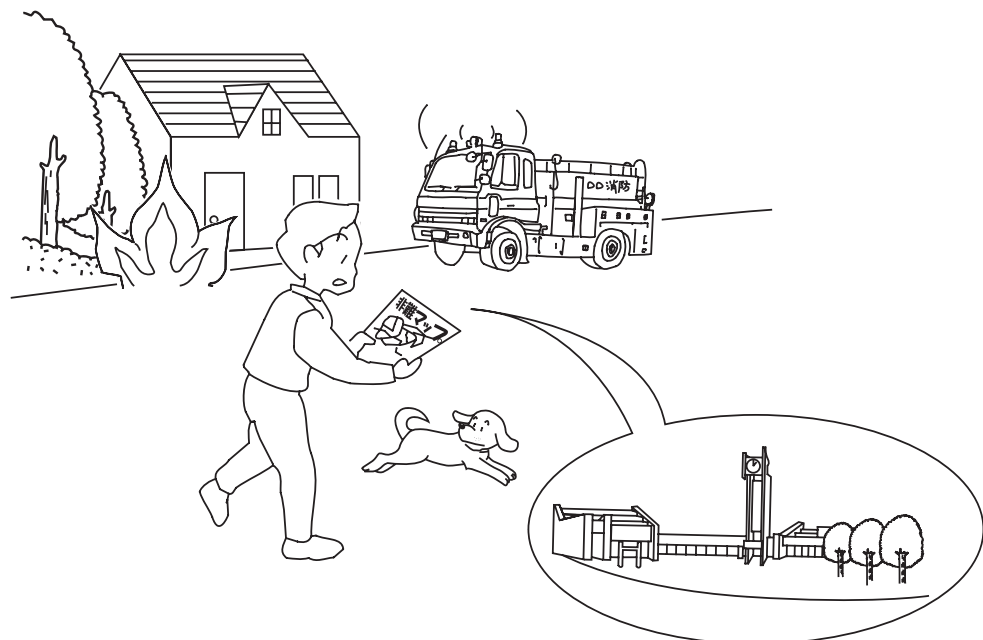


施策の推進

◆防災訓練では災害時の対処について地震災害対策計画や福祉関係者における地震災害対応マニュアルに基づき、災害時の安否確認を想定した訓練を今後も行っていきます。

また、災害時要援護者に対する知識や理解を深め、積極的に災害への備えや充実・強化を図ることに努めます。

◆障害の特性に対応した防災パンフレットの配布や防災手帳の交付を行い、防災に関する知識の普及に努めます。



3 防災・防犯対策の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

②避難誘導対策の充実

○毎年実施している総合防災訓練において、避難誘導訓練を実施しています。


 第1次計画／P 84

○自主防災組織の立ち上げや地域ぐるみでの地域内の災害時要援護者の把握をし、災害時に避難協力できる防災体制づくりが必要です。

(3) 防犯対策

①防犯ネットワークの確立

- ・平成16年4月防犯交通嘱託員（警察官○B）2名の採用
- ・自治体単位等による地域防犯パトロールの立ち上がりました。
- ・平成17年3月1日長久手町セーフティステーションを開設しました。
- ・平成17年4月防犯交通嘱託員（警察官○B）を5名に増員しました。
- ・地域（自治会、PTA、婦人会等による）防犯講習会の開催をしました。

 第1次計画／P 82

○自主防犯組織の立ち上げとともに、地域における防犯をキーワードとした地域コミュニティを設立し、防犯ネットワークを確立することが必要です。



施策の推進

- ◆消防機関等を通じ、障害のある人が入所する施設における避難路の段差の解消、点滅式誘導灯、一人操作屋内消火栓、誘導音響装置付誘導灯の設置などを推進して、初期消火・避難誘導體制の充実を図るとともに、災害時における災害時要援護者に対する地域ぐるみの避難協力体制の確立を図ります。

-
- ◆地域住民およびボランティア組織などとの協力により、地域安全活動の強化、地域の防犯ネットワークの確立を図ります。その核となる地域におけるコミュニティ組織¹³⁾の立ち上げを促進するため、地域に対して自主防犯組織の設立を支援します。



＜用語解説＞

1) 【バリアフリー】

一般に、障害のある人や高齢者などが社会生活を行う上で都市構造や建築物などの物理的障壁（バリア）を取り除くことを指すが、本来は物理的に障壁がないだけでなく、障害のある人や高齢者が社会参加する上で精神的にも「障壁」がないことも意図している。建築物に関する研究・開発の歴史が長く、建築物内の段差の解消、手すりの設置などについての配慮、または、配慮された住宅を指していることが多い。

2) 【リフォームヘルパー】

介護福祉士や理学療法士、設計士などで構成したチームが障害のある人や要援護高齢者宅を訪問し、家屋の構造や障害のある人の身体状況等をふまえて相談や助言を行い、施工者の紹介や連絡・調整を行う制度。また施行後の評価、指導や関係機関との連絡調整も行う。

3) 【ハートビル法】

不特定多数の者が利用する建築物の建築主は、出入口、廊下、階段、便所等を高齢者、障害のある人などが円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならないと制定した法律。

4) 【Nバス】

本町内を定期巡回するバスで、正式名称は長久手町巡回バスという。役場を中心に主だった公共施設や、駅や学校等の公共性の高い施設を巡回している。年末年始以外は無休で運行。

5) 【バリアフリー法】

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設および車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化の推進、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

(基本方針の内容)

- ・移動円滑化の意義および目標
- ・移動円滑化のために公共交通事業者が高すべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

6) 【電動リフト付き車両】

車イスの人が乗車できるようにした電動リフト付の車両のこと。

7) 【地震災害対策計画】

大規模な災害の発生時に障害者や高齢により支援が必要な状態になった高齢者は、情報の入手や自力での避難等が困難なことから災害弱者に成りやすい状況にあります。このため、県や市町村、防災関係機関や地域が連携して、障害者や高齢者に対する防災体制の整備等、早期に防災対策を講じる必要がある。

8) 【福祉関係者における地震災害対応マニュアル】

身体障害者、知的障害者、精神障害者をはじめ、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は、後期高齢者のみで構成する世帯などの社会的弱者を対象に東海地震等の大規模災害に備えて、実態把握や発生した場合の、安否確認などを行う福祉関係者の役割などを記載したマニュアル。

9) 【デジタル放送】

地上デジタル放送は、関東、近畿および中京圏では平成15年（2003年）12月から開始しています。九州他、それ以外の地域では平成18年（2006年）末までに、放送が開始される予定。

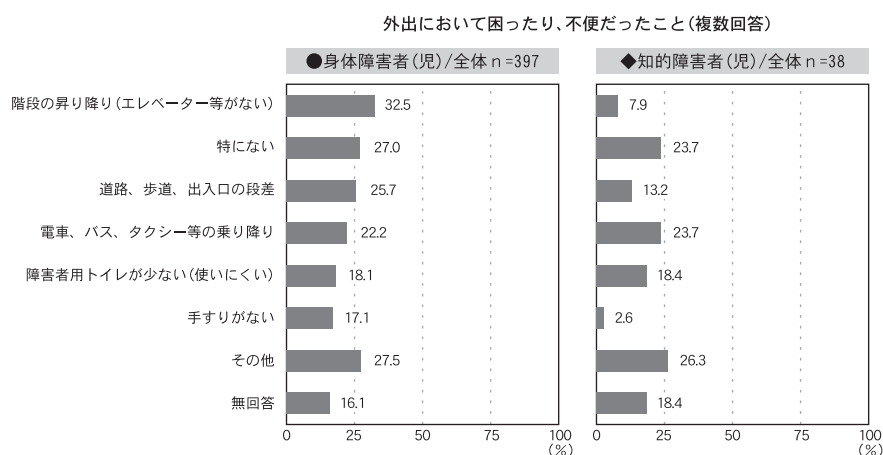
デジタル放送は、大量のデータを高速で送受信することができ、高画質・高音質・多チャンネル化、多機能・双方向サービス化、データの保存・複製・加工・編集の容易化などを実現できる。

10) 【緊急通報システム】

緊急通報システムは高齢者、長時間にわたり独居状態になる重度身体障害者及びシルバーハウジング入居者に急病や事故の緊急事態が発生した場合、迅速にサービスセンターや消防署等に通報し、的確な救助及び援助を行うためのシステム。付加価値として、健康相談や孤独感解消のための世間話をする相談通報サービスがある。

- 11) 【音声ナビゲーションシステム】
緊急に通報する際に、使用方法を音声で自動案内してくれる緊急通報システムのこと。
- 12) 【障害者パソコンネットワーク】
障害者同士がパソコンで情報交換できるよう、インターネット上に Web サイトが開設されている。障害者情報ネットワーク「ノーマネット」等がある。
- 13) 【地域コミュニティー組織】
地域住民を主体に地域づくり活動を意識的に組織化し、主体形成と問題解決を統合的に追求する取り組み。地域住民の主体的な参加・協力を組織し、関係者との合意形成を図りながら展開される地域の問題の解決活動で、その過程を通して町民の意識・態度の変容をコミュニティーの形成を目的とする活動として展開される。

<長久手DATA>







第 4 章

教 育 ・ 育 成

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行います。

学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別なニーズのある子どもには、適切に対応します。

1 一貫した相談支援体制の整備


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


①教育相談体制の充実

○教育相談体制の充実を図ることが十分にはできていません。

 第1次計画/P 56


○相談体制の充実のためには、ノウハウなどの調査や、体制整備への取り組みが必要です。

○子育て相談窓口や電話相談のほか、長久手児童館内で直接相談を受けたり、保育園開放・児童館幼児教室に相談員が出張し、相談を受けています。相談内容によっては専門家を紹介しています。

 第1次計画/P 56

○相談員の外出時や、開設時間（月～金曜日9～16時）外の対応をどうするかが課題です。

○中学校では、中学生の職場体験を実施しています。

 第1次計画/P 56

○中学生の職場体験を定着させていくために、企業との連絡調整が必要です。

②相談窓口・相談体制の整備

○「就学時健診が障害のある児童も他の児童と同じに行われることに親は不安や心配」「就学などについての相談をすると、春日井（コロニー）に行くように言われ、長久手に相談の窓口がない」「1年に1回、就学時健診の頃に相談会や説明会を開いて欲しい」という意見があります。

○障害のある児童を持つ保護者の就学児健診等への不安・心配等への相談は、事前に学校教育課で個別に対応することが必要ですが、現状では町に相談の窓口がなく、相談等に対する体制の整備が必要です。

③就学時健診時の障害のある児童に対する時間帯の分離

○「就学時健診時には、障害のある児童に対して時間を分離してほしい」という意見があります。

○障害のある児童は、初めての場所に不安をおぼえたり、待つことが苦手であることを考慮して取り組む必要があります。



施策の推進

- ◆教育委員会においては、教育、医療、福祉など各関係課と連携し、早期からの適切な教育相談が行える体制を整備するとともに、指導資料の作成や相談技術の向上に関する研修を実施するなど、教育相談の充実を図ります。また、他市町の状況についても調査していきます。
- ◆障害のある児童の子育て環境を充実するため、相談を的確に実施できる体制の確保を検討します。
- ◆盲・ろう・養護学校と福祉関係機関や企業との連携を強化し、現場実習の充実や職種拡大を図るなど、職業教育および進路指導の充実を学校と連携しながら図ります。
- ◆障害のある児童の就学時における相談など、保護者に対する相談会・説明会の開催を検討します。
- ◆学校の実情（就学者の人数など）に応じて、事前に学校と相談する方向で検討していきます。

1 一貫した相談支援体制の整備


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


④教育研修の充実

○教育研修の充実としては、各学校へ専門医やカウンセラーを招いて研修を実施しました。

 第1次計画/P 56

○専門医はボランティアであるのため、継続性を確保する方策の検討が必要です。


○小・中学校の特殊学級（特別支援学級）において適切な教育を行うために、特殊教育部会で適切な指導方法などを定めるようにしています。

 第1次計画/P 56

○自閉症¹⁾・ADHD²⁾・LD³⁾等への対応についての専門的な研修が必要です。


⑤地域療育システムの充実

○平成9年度より、保健所と機能分担して連携を図っています。医療機関の一部についても連携を図っています。障害のある児童を持つ保護者に対する訪問指導は、少数ですが実施しています。

 第1次計画/P 57

○行動障害（ADHDやアスペルガー症候群⁴⁾）等を早期発見する担当職員の知識や技術の向上の促進が必要です。

○心身障害児通園事業⁵⁾などは、実施しており、成果をあげています。（すぎのこ教室）

 第1次計画/P 57

○療育に関する専門的指導のできる施設の機能充実のため、県の相談員や判定員の協力要請が必要です。

○現時点では身体障害、知的障害の種別を問わず利用を受け入れています。

 第1次計画/P 57

○障害のある児童それぞれの状況に応じた、きめ細やかな対応が必要です。



施策の推進

- ◆担当教員に対しては、障害の特性に応じた専門的な内容（障害のある人の心理・各種発達検査、視覚障害のある人のための点字、聴覚障害のある人のための口話法・手話・発達特性、その他病気の知識と理解など）の研修の充実を図ります。
また、学校の要望を聞き、適正な指導ができる人材の確保に努めます。

- ◆小・中学校の特殊学級（特別支援学級）において適切な教育を行うため、指導内容・方法の充実を図るとともに、各学校において担当教員の研修を積極的に推進します。

- ◆軽度の障害のある児童に対しては、障害の種類に応じた専門的な指導を行うため、担当教員に対する研修の充実を図ります。

- ◆母子保健法に基づき、保健所や医療機関と連携して乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などによる早期発見体制、および障害のある児童を持つ保護者に対する訪問指導体制の整備を推進します。
また、行動障害等を早期に発見するための関係職員の技術向上に努めます。

- ◆療育に関する専門的指導を行う障害児療育については、県の相談員や判定員の協力を得ながら、地域療育機能の充実を図ります。

- ◆障害児通園施設の見直しを図り、今後とも障害の種別にとらわれない利用をめざします。また、障害のある児童の状況に応じて、より柔軟な対応をめざしていきます。

1 一貫した相談支援体制の整備

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

○長久手町独自の障害児デイサービスは実施していますが、重症心身障害のある児童（者）の通園事業は、実施場所や受入れ態勢の確保が困難なため、現状の施設で受け入れています。

📖 第1次計画／P 57

○重症心身障害のある児童（者）の通園事業は、未だ見通しが立たない状況ですが、在宅生活支援については障害に加えて医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制への取り組みも検討する必要があります。

○上郷保育園および長湫北保育園においては、中軽度の障害のある児童の保育を行っています。障害児クラスをつくらず普通保育としてそれぞれの学齢クラスに、障害児担当保育士をつけて一緒に保育しています。

📖 第1次計画／P 57

○障害の状態や状況により行動に個人差があるため、他の児童への対応不足となる場合について改善策の検討が必要です。

⑥ 重度障害児療育センターの設立

○「重度障害児療育センターを保育園の中に、空き教室でも良いと思うので設立してほしい」という意見があります。

○重度障害児療育センターの設立に関しては、法律によって一定の施設要件が必要であり、町公共施設では該当しない状況です。

2 専門施設の機能充実と多様化

① 特別支援教育⁶⁾における特殊学級（特別支援学級）の選択性の導入

○「学校毎に指導方法や指導内容等に差がある」「他の学級との交流がある学校とない学校などさまざま」「就学前に学校見学が行われると良い、個人では学校に依頼しても断られることが多い」「町内での選択性であればよい」という意見があります。

○学校により特殊学級（特別支援学級）の指導方法や、行事等に違いが出ることは避けられませんが、学校間での格差の縮小を図る必要があります。



施策の推進

◆長久手町独自の障害児デイサービスは引き続き実施します。また、在宅の障害のある児童が身近な場所に通うことができるよう、重症心身障害のある児童（者）の通園については現在の障害児通園施設を維持していきます。

◆現在の町立保育所では、保育に欠ける中軽度の障害のある児童で、集団保育、日々の通所が可能な児童を対象として障害児保育を実施しており、今後とも内容の充実を図ります。
また、入所に際して個人の様態を確認し、状況に応じた保育実施に努めます。

◆重度障害児の療育場所については、県や近隣の市町と協議していきます。

◆特別支援教育の選択性は将来の課題です。就学前の学校見学については学校教育課を通して学校等と相談していきます。
また、学校間での情報交換を進めます。

2 専門施設の機能充実と多様化

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

②母子分離型の発達支援施設の設立

○「すぎのこ教室と保育園の中間施設がない」「保育園内に障害児クラス等の設定をしてほしい」という意見があります。

○現状では健常児との交流を大切にしているため、障害児クラスの設定は考えていません。障害のある児童が保護者から離れて保育を受けることができる母子分離型の発達支援施設への取り組みについても同様です。

③特別支援教育の充実

○「教師同士や親などとの意見交換・交流の機会があるとよい、イベントなどの開催による親・卒業した親なども含めた交流の機会をもつことで、障害のある子に対する対応の方法を教師が学ぶことができる」という意見があります。

○軽度の障害のある児童が増加している状況において、学校も対応に苦慮しています。

3 社会的および職業的自立の促進

①園・小・中学校教員の障害のある児童（人）に対する理解・知識の向上

○「教員の勉強会や研修会を開いて欲しい」という意見があります。

○教員間の障害に対する知識、特別支援教育を必要とする児童や生徒への指導力の格差をなくすための勉強会や、研修会への取り組みが必要です。

②専門知識を持った教職員の採用と配置

○「特別支援教育担当教員の養護学校などでの研修や、意見交換を行うことで、教師の持つ悩みも解消されるのではないか」という意見があります。

○研修や意見交換により、教師の持つ悩みなどが解消されるような取り組みが必要です。

○小・中学校の教職員は、障害理解や福祉に対する研修会などの開催が必要です。



施策の推進

◆母子分離型の発達支援施設への取り組みについては、今後の課題です。

◆教師同士や親などとの意見交換・交流や、イベントなどの開催による親・卒業した親なども含めた交流の機会を設けることで、障害のある児童に対する対応の方法を教員が学習できるよう図ります。

◆専門的な知識をもった教職員など人的な配置に向けては、町主催で障害をテーマにした研修を実施したり、県などの専門研修への参加等を継続して実施していきます。

◆専門的な知識をもった教職員などの人的な配置に向けては、特別支援教育担当教員の養護学校などでの研修を継続して実施します。



<用語解説>

1) 【自閉症】

早期幼児自閉症とも呼ばれる。1943年に、I. カナーによって提唱された症状群で、主な症状は人間関係を作れない、言語で伝達することができない、同一性を保持したが、対人関係を嫌う等である。発達障害の一種と考えられている。

2) 【ADHD（注意欠陥／多動性障害）】

ADHDは、じっと座ってられない、過度に落ち着きがない、もじもじそわそわしている、しゃべりすぎるなどの多動性と順番が待てない、質問が終わらないうちに答えてしまう、他人の会話やゲームに割ってはいる、短気であるなどの衝動性、物をよくなくす、忘れ物が多い、気が散りやすい、話しかけても聞いていないように見えることがあるなどの不注意のどちらか、あるいは両方をもっている子どもたちのこと。

3) 【LD】

Learning Disabilityの略であり、日本語では一般的に「学習障害」と訳されている。一部の見解では、普通の人たちと違うというだけで「才能あふれるLD児」という解釈もある。

4) 【アスペルガー症候群】

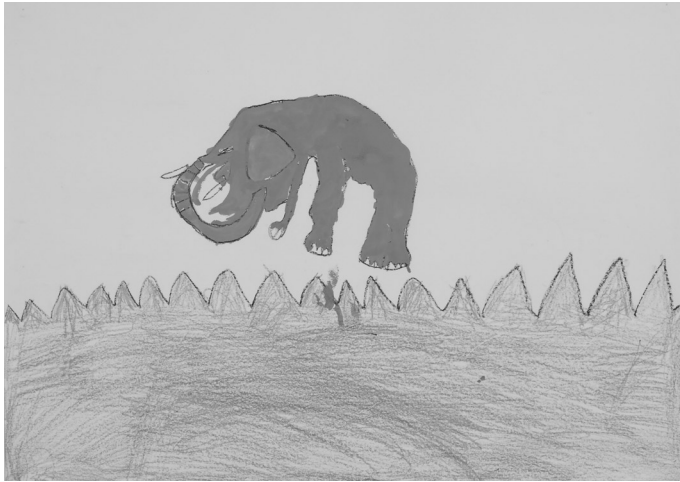
アスペルガー症候群は自閉症の一つのタイプで、アスペルガー症候群の子どもは①他の人との社会的関係を持つこと、②コミュニケーションをすること、③想像力と創造性の3分野に障害を持つことで診断される。典型的な自閉症も同じように3分野の障害を持っている。

5) 【心身障害児通園事業（デイサービス）】

特定の施設に通園することが困難な地域において、市町村が通園の場を設け、心身に障害のある児童に対し指導を行い、地域社会と一体となってその育成を助長することを目的とした事業。

6) 【特別支援教育】

従来の特設教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その1人1人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。



第 5 章

雇 用 ・ 就 業

雇用・就業は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害のある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、就業の場の拡大を図ります。

1 障害のある人の雇用の場の拡大


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

①障害のある人の雇用の推進

○障害者雇用率制度¹⁾の運用については、各事業所に責任と運用が任されています。

 第1次計画 / P 60

○事業主の雇用意識の問題だけでなく、採用広報の手段・情報が不足していること、障害者の職域が十分に広がっていないことなど、問題の改善への取り組みが必要です。


○「行政による福祉農園³⁾の設立や長久手温泉アグリビジネス事業⁴⁾における障害のある人の雇用を考えて欲しい」という意見があります。

○障害のある人が障害のない人と一緒に働ける場所を提供することで、障害への理解を図ることが必要です。

2 総合的な支援施策の推進

①円滑な職場復帰への支援

○中途障害のある人の職場復帰については、障害者雇用支援センター⁶⁾を紹介しています。

 第1次計画 / P 60

○中途障害⁷⁾のある人の職場復帰については、引き続き障害者雇用支援センターを紹介していく必要があります。

②知的障害のある人の雇用の促進

○職場復帰については障害者雇用支援センターを紹介しています。

 第1次計画 / P 60

○知的障害のある人の職場復帰については、引き続き障害者雇用支援センターを紹介して行く必要があります。



施策の推進

- ◆障害者雇用率制度については、法定雇用率の達成に向け、事業主に対する指導・助言等を行っていきます。
また、今後は障害者自立支援法に基づいた「就労継続支援（雇用型）²⁾」の導入により推進していきます。

- ◆行政による福祉農園の設立、長久手温泉アグリビジネス事業等、障害のある人の雇用促進策として、長久手田園バレー交流拠点施設（仮称）⁵⁾内に福祉農園の整備を計画し、障害のある人の雇用については、（株）長久手温泉に働きかけます。

- ◆中途障害のある人の職場復帰については、引き続き障害者雇用支援センターを紹介し、円滑な職場復帰を図るための支援を行います。
また、今後は障害者自立支援法に基づいた「就労継続支援（非雇用型）」⁸⁾の導入により推進していきます。

- ◆知的障害のある人の職場開発等については、障害者雇用支援センターを活用していきます。
また、今後は障害者自立支援法に基づいた「就労継続支援（非雇用型）」の導入により推進していきます。

2 総合的な支援施策の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

③重度障害のある人の雇用の促進

○重度障害のある人の雇用対策については、障害者雇用支援センターを活用しています。

 第1次計画／P 61

○重度障害のある人の雇用希望の把握が必要です。

④精神障害のある人の雇用の促進

○精神障害のある人の社会復帰訓練は、実施していないため、雇用施策との連携も図られておりません。

 第1次計画／P 44


○精神障害のある人の雇用推進と、それに伴う訓練の充実や雇用施策との連携が必要です。

○町内では職親の登録はありません。

 第1次計画／P 60

○制度の促進を図るために、法定雇用率の向上を働きかけるとともに、職親制度¹⁰⁾の周知によって、浸透を図ることが必要です。

○精神障害のある人に対する相談などの支援体制は確立されていますが、雇用に係わる支援は各事業所に責任と運用が任されています。

 第1次計画／P 60

○雇用の促進を図るために、法定雇用率の向上を働きかけるとともに、障害者雇用支援センターの活用を図ることが必要です。



施策の推進

- ◆就業が困難な障害のある人については、医療・福祉関係機関との連携や職場・生活環境の整備などを行う必要があるため、今後とも障害者雇用支援センターの活用を図ります。
また、今後は障害者自立支援法に基づいた「就労移行支援」⁹⁾の導入により推進していきます。

- ◆精神障害のある人の雇用を求める声の増加にあわせて、訓練の充実や雇用施策との連携を図っていきます。

- ◆精神障害、知的障害のある人の雇用拡大を図るため、今後とも職親制度の充実に努め、職親の登録を推進します。
また、今後は障害者自立支援法に基づいた「就労移行支援」の導入により推進していきます。

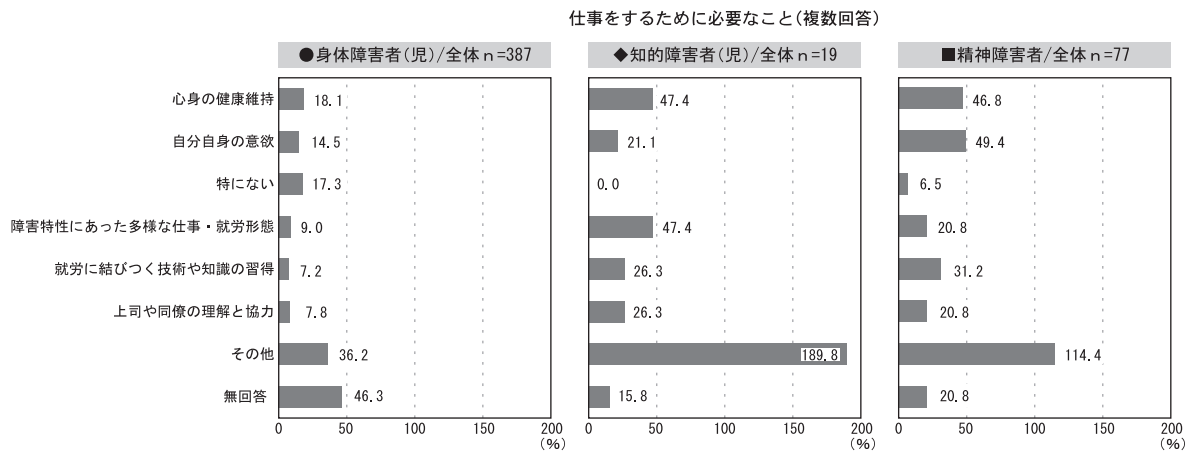
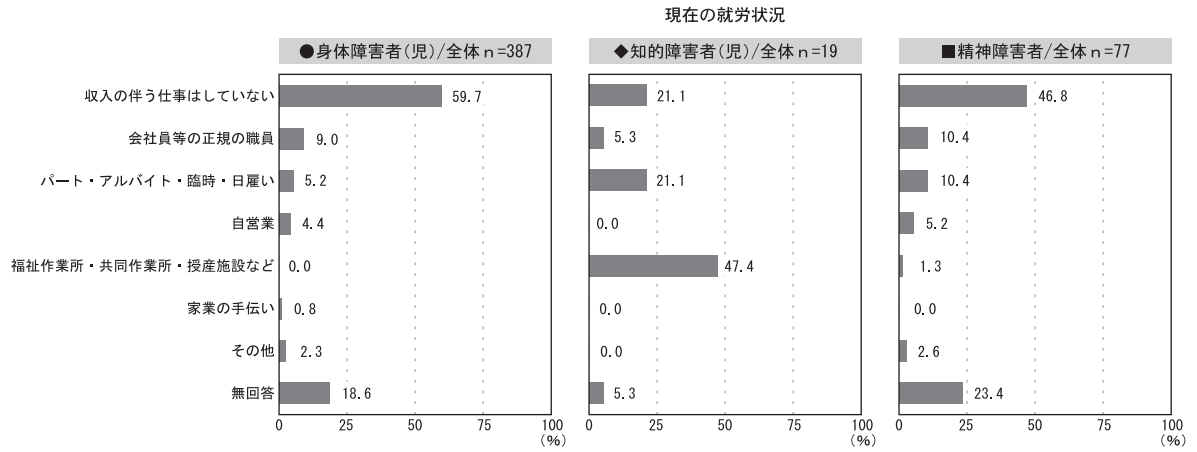
- ◆精神障害のある人の雇用促進については、障害者雇用支援センターの活用を図ります。
また、今後は障害者自立支援法に基づいた「就労移行支援」の導入により推進していきます。



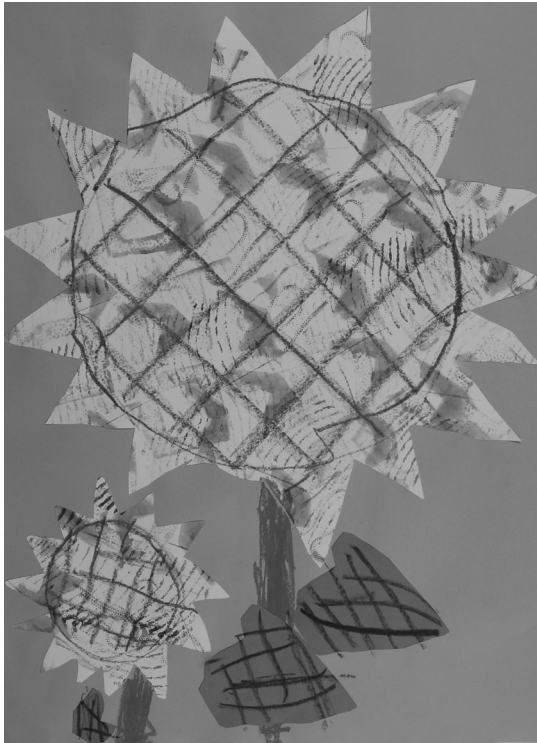
<用語解説>

- 1) 【**障害者雇用率制度**】
「障害者のある人の雇用の促進等に関する法律」に定められている。地方公共団体の非現業部門で2.1%、現業部門や特殊法人で2.1%、民間事業者では1.8%とされており、これを超えて障害のある人を雇用する義務をそれぞれ負うものとしている。
- 2) 【**就労継続支援（雇用型）**】
通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を対象とした、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行い、就労につなげる支援。
- 3) 【**福祉農園**】
バリアフリー農園の整備と園芸療法の実施を通して、高齢者及び身体障害者等の治療やリハビリテーションの新たな機会と場を提供するとともに、世代・障害を超えた交流の推進を図る。
- 4) 【**長久手温泉アグリビジネス事業**】
平成19年春の開設を予定している田園バレー交流拠点施設（仮称）で、地域農産物直売所や地元食材を使ったふるさと葉膳レストラン等の複合アグリビジネスを第三セクター方式の株式会社長久手温泉が管理運営し、効率的な営業により、利用者に満足いただける質の高いサービスを提供する。
- 5) 【**長久手田園バレー交流拠点施設（仮称）**】
都市部と農村部の交流の推進を図るため、平成19年春に福祉の家北側隣接地に開設予定の交流施設。地域農産物直売所、農産物加工所、ふるさと葉膳レストラン等を運営。
- 6) 【**障害者雇用支援センター**】
就業が困難な障害のある人の相談・支援を行う事業。主な業務としては、授産施設等との緊密な連携、地域障害者職業センターへの職業評価の依頼、就職後の通勤援助、職場定着のための指導等が挙げられる。
- 7) 【**中途障害**】
健常者や知的障害者が身体障害者手帳所持者となった場合、または身体障害者手帳所持者の障害程度が重くなった場合。
- 8) 【**就労継続支援（非雇用型）**】
通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を対象とした、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行い、再び就労につなげる支援。
- 9) 【**就労移行支援**】
職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行い、就労につなげる支援。
- 10) 【**職親制度**】
知的障害、精神障害のある人の自立更正を図るため、一定期間職親と呼ばれる知的障害者福祉法に基づいて援護の実施者から委託を受けた民間人に預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことによって、職場に必要な素地を育むと共に雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ることを目的とした制度。

<長久手DATA>







第 6 章

保 健 ・ 医 療

障害のある人に対しては、適切な保健サービス等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防が可能なものについて、保健サービス等の適切な提供を図ります。

1 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

(1) 障害に対する医療等

①保健所との連携

○「障害は、医療などとの最初の関わりが大切であり、行政などとの連携により情報が提供されるシステムが必要」という意見があります。


○障害と医療との最初の関わり方が重要と考えられるため、行政などとの迅速な連携をとり、情報が提供されるシステムが必要です。

(2) 保健・医療サービスに関する適切な情報提供

①相談体制の整備

○医療の充実や確保については、町単独では医療機関への対応等ができないため、県の指導を仰いでいます。

○県や保健所等と連携し、リハビリテーション医療や歯科保健医療についての情報提供が必要です。


 第1次計画/P 48

2 精神保健・医療施策の推進

①日常生活の支援や相談の対応

○精神障害のある人が地域で生活していくための相談事業「こころの相談室」を月1回実施しています。

○地域住民との交流支援事業の充実を図っていく必要があります。

 第1次計画/P 44

②精神障害に関する相談支援

○「町の中で精神障害に関する相談ができる場を明確にしてほしい」という意見があります。

○町内で精神障害に関する相談できる場所について周知活動の取り組みが必要です。



施策の推進

◆障害に関する小児慢性特定疾患や特定疾患等¹⁾の医療について、保健所と連携を深め、情報提供について検討します。

◆医療機関におけるリハビリテーション医療や歯科保健医療について情報提供を行うとともに、障害のある人に対する医療の確保については保健所等と連携しながら進めていきます。

◆地域で生活する精神障害のある人に対して、日常生活の支援や日常的な相談については今後も行っていきます。また、地域住民との交流を支援する事業を推進します。

◆精神障害に関する相談支援については、福祉課と健康課で連携し、相談内容によっては相談場所を明確にするとともに、広報等でPRに努めていきます。

2 精神保健・医療施策の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題


③よりよい精神医療の確保

○精神科の救急医療システムについては、
県で整備を図っています。

 第1次計画/P 44

○保健所からの情報について有効な活用
体制の確立が必要です。

○適切な医療の確保の体制づくりについ
ては、町単独では医療の確保は難しい
ため、保健所を通じて県に要請してい
ます。

 第1次計画/P 44

○適切な医療の確保の体制づくりについ
ては、近隣市町や保健所等と協議しな
がら県に対して要請することが必要で
す。

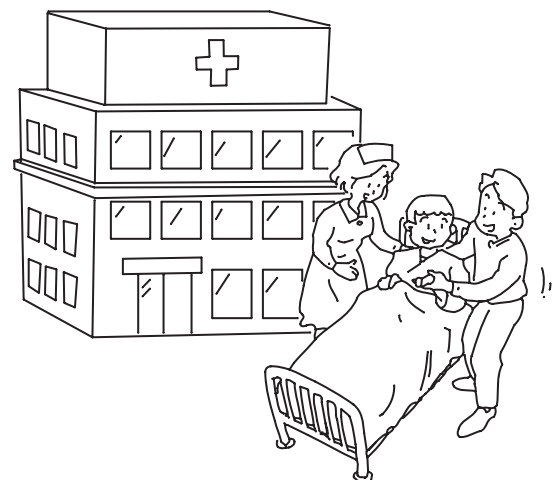




施策の推進

◆夜間や休日を含めて緊急の精神科対応ができるよう、保健所と連携して精神科救急医療システム²⁾の活用を図ります。

◆精神障害のある人の人権に配慮しつつ、合併症を含め病状に応じた適切な医療が確保できる体制づくりは、近隣市町と協議しながら県に要請していきます。



用語解説 & 長久手DATA

<用語解説>

1) 【特定疾患等】

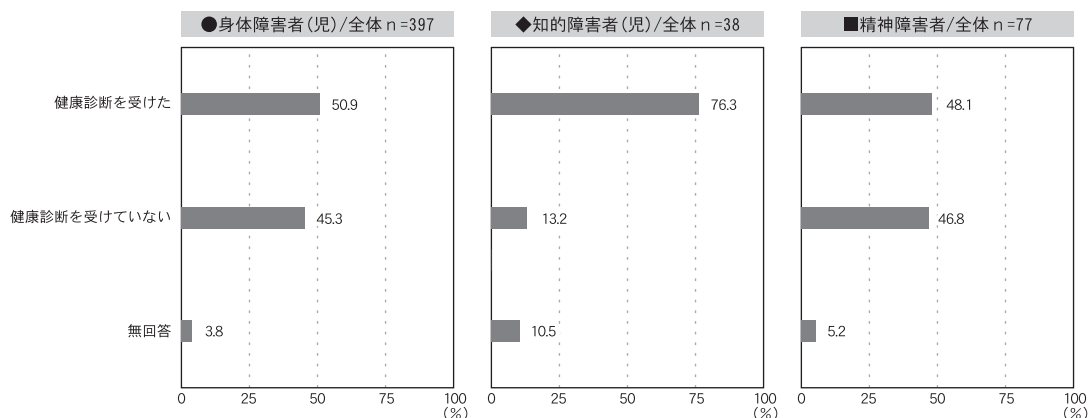
特定疾患とは原因不明、治療法未確立で、後遺症のおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、家族の経済的・人的・精神的負担が大きい疾病として厚生労働省が指定した病気。パーキンソン病・多発性硬化症など。調査研究の推進・医療施設の整備・医療費自己負担の解消などの対策がとられている。

2) 【精神科救急医療システム】

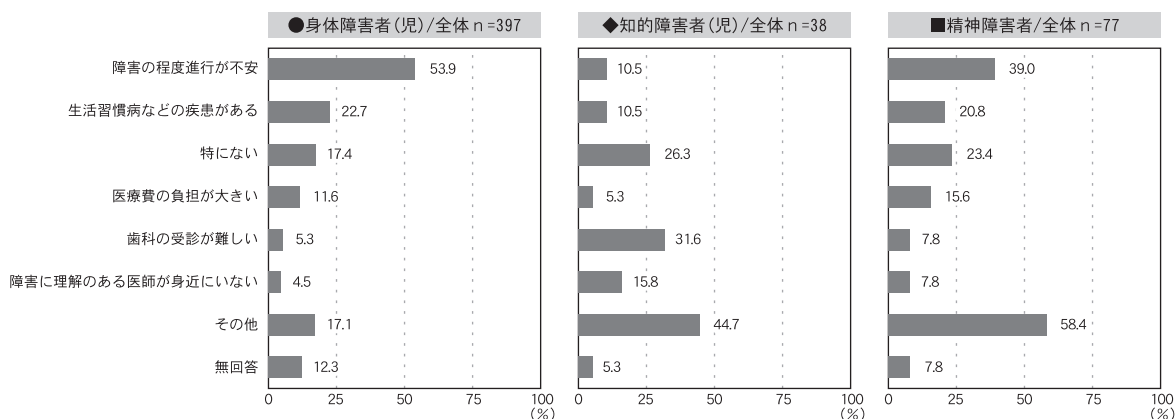
精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に医療を必要とする精神障害者および家族等の相談に応じ、適切な医療を提供するシステム。緊急に医療を必要とする精神に障害のある人に対して、迅速かつ適正な医療の確保を図るために、年間を通じて24時間体制で、精神科救急情報センターにおいて精神科救急の相談に応じるとともに、精神科救急医療施設において診察に応じる。

<長久手DATA>

健康診断の受診状況



健康や医療についての不安や問題(複数回答)





第 7 章

情報・コミュニケーション

I T（情報通信技術）の活用により、障害のある人の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援します。

また、障害により情報の格差が生じないようにするための施策を積極的に推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図ります。

1 情報のバリアフリー化の推進


計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

①手話通訳者の配置

○障害のある人の社会参加のために必要な援助については、町内では体制が整っていないため、尾張東部障害保健福祉圏域内で調整を図り、実情に応じて対処しています。

 第1次計画/P 74

○手話通訳者の設置、声の広報によるコミュニケーション確保については、人材の養成が必要です。

②福祉施設や役場への手話通訳者の設置

○「役場の職員と障害のある人（聴覚・言語障害）の間にコミュニケーションのバリアがある」という意見があります。


○役場の職員と障害のある人との間にコミュニケーションのバリアをなくし、相互の安心につなげるための取り組みが必要です。

手話通訳者が不足していることもあって確保が難しいため、手話通訳者の週の指定日配置などの検討が必要です。

2 情報提供の充実

①あらゆる機会を通じて、必要な情報の提供


○町広報誌やケーブルテレビ、ホームページ等を活用して情報の提供を行っています。

 第1次計画/P 74

○情報の提供が、障害のある人全員にいきわたるように、情報格差の是正への取り組みが必要です。

②障害のある人に配慮した番組制作

○メープルチャンネル内の「weeklyながくて」の「トピックながくて」では文字情報を流しています。

 第1次計画/P 74

○聴覚障害のある人に必要な情報を提供するため、字幕をはじめテロップ²⁾やグラフ等の有効な活用方法の検討が必要です。



施策の推進

- ◆手話通訳者の設置、声の広報によるコミュニケーション確保の施策など、障害のある人が社会参加するために必要な援助を行う事業を実施するよう努めます。

また、障害者自立支援法に基づいた「地域生活支援事業」¹⁾によりコミュニケーション支援を充実していきます。

- ◆役場の職員と障害のある人とのコミュニケーションを図るため、職員に対する手話講座の開催や意識の向上、手話通訳者の総合窓口への配置など、今後の動向を見ながら実施します。

- ◆保健福祉情報や福祉用具に関する情報、身体障害のある人向けの情報などを提供できる体制を整備していきます。

また、障害のある人向けの情報に関しては、町広報誌やケーブルテレビ、ホームページ等を活用して情報を提供していきます。

- ◆本町で制作しているケーブルテレビ「メープルチャンネル」内の番組において、字幕やテロップ等を用いて聴覚障害のある人にも情報が提供できるように番組づくりをするとともに、現在では様々な情報発信方法があるため、これらの特性に応じた有効な方法を検討します。

2 情報提供の充実

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

③点字の普及・啓蒙

○「図書館に点字図書を設置してほしい」「立体絵本などでもよいが、視覚障害のある人に対する、一般の人の理解を得るためにも必要」という意見があります。

○利用者が点字資料のある場所までたどりつけるよう、館内に誘導するサインを設置する必要があります。また、立体絵本などを通して、視覚障害のある人に対する、一般の人の理解を得ることも必要と思われます。

3 コミュニケーション支援体制の充実

①情報の提供や意見交換会の開催

○「各障害者団体と定期的な意見交換会を開催し、障害のある人に対する福祉の向上を図りたい」という意見があります。


○意見交換会の開催については、各障害者団体の意向を把握することが必要です。

4 投票への配慮

①郵便投票³⁾への対応

○郵便投票については、情報コーナーでパンフレットの掲示を行っています。

○郵便投票に係る制度の周知方法の検討が必要です。

 第1次計画/P 45



施策の推進

◆点字資料を希望する利用者の特定をし、読みたい図書、必要と思われる図書を選定したうえで、点字図書等の購入を検討していきます。

◆各障害者団体と定期的な意見交換会を開催し、障害のある人に対する福祉の向上を図ります。

◆障害のある人が選挙で投票しやすい郵便投票制度や、平成16年度から新たにはじまった代理人による郵便投票ができる代理記載制度⁴⁾の周知方法を検討して周知していきます。

4 投票への配慮

計画の進捗状況・現況


施策の背景

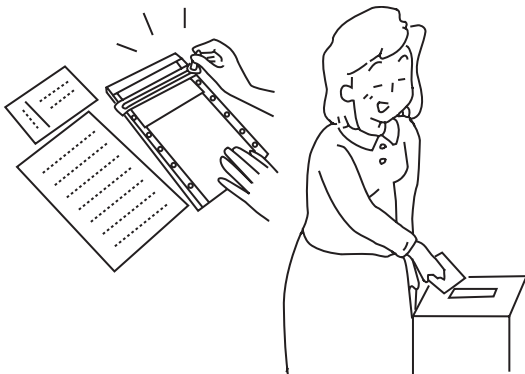
今後の課題

②障害のある人に対する投票所の配慮

○法令に基づき、障害のある人への対応として、投票所の段差解消、車イス専用記載台、点字投票、代理投票等を実施しています。

○より充実した投票所環境への配慮について検討が必要です。

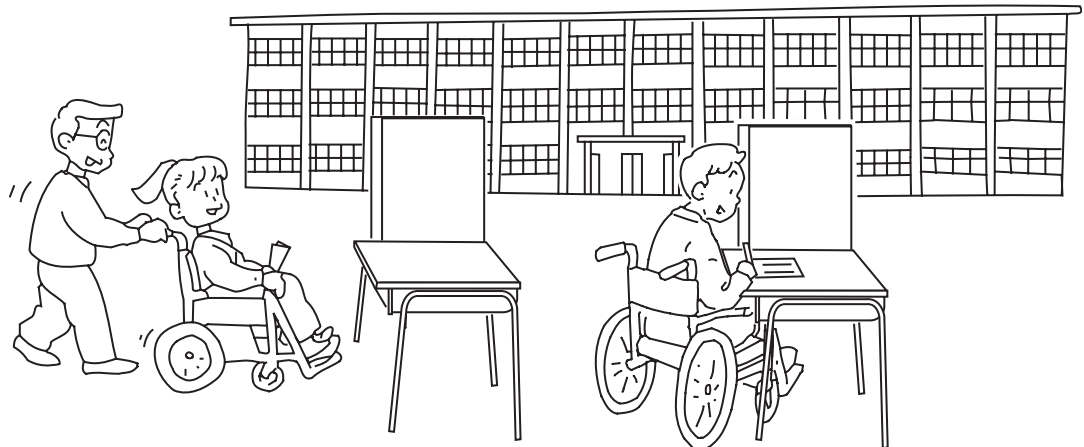
 第1次計画／P.45





施策の推進

- ◆投票所の段差解消、車イス専用記載台、点字投票、代理投票等を実施しており、今後とも必要に応じて改善します。





<用語解説>

1) 【地域生活支援事業】

市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の事業がある。詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なる。

2) 【字幕やテロップ】

字幕はテレビなどで、画面に映し出される題名や説明などの文字のこと。
テロップはテレビで、放映中の画面に映し出す文字や絵のこと。

3) 【郵便投票】

郵便投票とは身体に重度の障害がある選挙人等は、郵便による不在者投票により選挙権行使ができる。郵便等投票対象者は以下の表の通り。

障害者等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級または3級
	免疫	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹・移動機能	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

<申請の手続き>

郵便等投票を行なうには、郵便等投票証明書と郵便等投票証明書・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証（写しも可）を添え、選挙管理委員会事務局へ提出する。

<郵便等投票証明書の有効期限について>

障害者等の区分	有効期限
身体障害者手帳	交付の日から7年間
戦傷病者手帳	
介護保険の被保険者証	被保険者証に記載されている有効期限

※有効期限が切れていると選挙の際に郵便等による投票ができない。引き続き郵便等投票を希望する人は、再申請の手続きが必要。

<選挙の方法>

- ①選挙管理委員会から郵便等投票証明書を持っている人に、投票用紙等交付申請書が送られる。
- ②申請書に必要な事項を記入をし、郵便等証明書を添え、投票日の4日前までに投票用紙の請求をする。
- ③選挙管理委員会から投票用紙・2重封筒等が送られる。
- ④投票日までに郵送により、投票用紙を選挙管理委員会へ返送する。

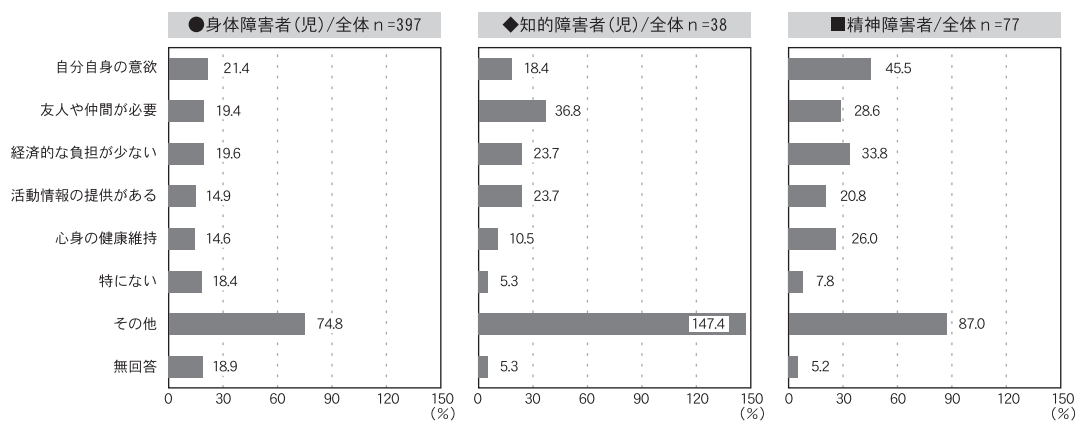
4) 【代理記載制度】

代理記載制度とは、左記の郵便等投票対象者のうち、自ら投票の記載をすることができない人が選挙権を有するほかの人に代理記載してもらう制度。代理記載制度対象者は以下の表の通り。

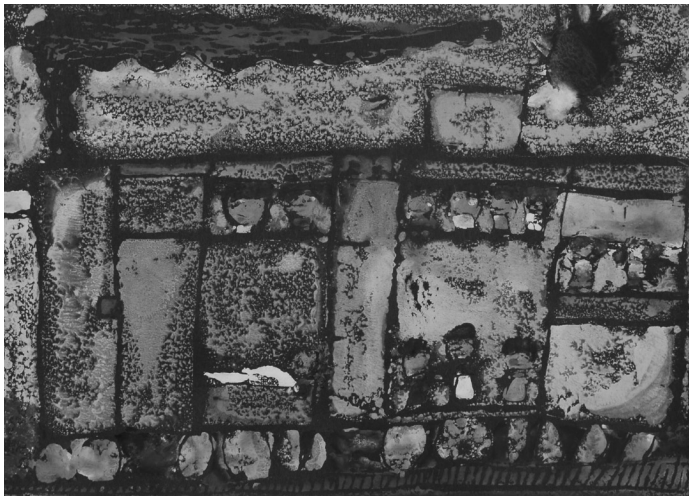
障害者等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

<長久手DATA>

社会活動などに参加するために必要な条件(複数回答)







第 8 章

国 際 協 力

「アジア太平洋障害者の十年」については、2003年（平成15年）から更に10年間延長されたこと等も踏まえて、障害者団体間の交流、行政や民間団体による各種協力の実施など、アジア太平洋組織への協力関係の強化に努めます。

1 国際交流の推進

計画の進捗状況・現況

施策の背景

今後の課題

○ワートルロー市¹⁾の助役が「福祉の家」のオープン式典に出席され、施設を見学しました。ワートルロー市広報の中でこの施設の紹介が記載されました。ワートルロー市からの訪問団が来町の際には、「福祉の家」を案内して理解を図りました。

○今後も、福祉政策の必要性を認識しながら国際交流を図り、理解の場を設けて福祉政策に生かしていくことが必要です。

📖 第1次計画 / P 94



施策の推進

- ◆本町の姉妹都市であるワートルロー市との交流の一つとして、長久手町からの訪問団員も、福祉政策の観点からヨーロッパを見学するよう要請し、本町の福祉政策に生かしていきます。





<用語解説>

- 1) 【ワテルロー市】

本町と1992年10月8日に姉妹都市として調印した、ベルギーの都市。本町と同じく古戦場を持つ街として提携している。



資料編

1 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

本町の身体障害のある人(児童)は、713人が把握されており、その障害別では「肢体不自由」367人と最も多く、次いで「内部障害」166人、「聴覚・平衡機能」51人、「視覚障害」43人、「音声・言語障害」5人の順となっています。

障害の程度でみると、「重度(1・2級)」326人(45.7%)、「軽度(3～6級)」387人(54.3%)となり、「軽度」が「重度」をやや上回る結果となりました。

平成10年10月から7年経過した平成17年10月を比べると、増加人数は165人で3割の増加となり、特に人数は少ないものの、「視覚障害」「音声・言語障害」が大きく増加しています。

表 身体障害者の状況

級	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1	21人	6人	1人	63人	128人	219人 (30.7%)
2	5	18	0	78	6	107人 (15.0%)
3	6	7	0	81	66	160人 (22.5%)
4	3	6	4	80	47	140人 (19.6%)
5	7	0	0	40	0	47人 (6.6%)
6	1	14	0	25	0	40人 (5.6%)
計	43	51	5	367	247	713人 (100%)

平成17年10月1日現在

表 身体障害者の年齢階層

18歳未満	18歳以上	計
22人	691人	713人

平成17年10月1日現在

表 身体障害者の状況

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成10年	29人	42人	1人	310人	166人	548人
平成17年	43	51	5	367	247	713人
増減人数	14	9	4	57	81	165人
増減割合	48.3%	21.4%	400.0%	18.4%	48.8%	30.1%

各年10月1日現在



(2) 知的障害者の状況

本町の知的障害のある人（児童）は、112人が把握されており、8割以上が在宅で暮らしています。

障害の程度では、「A判定」が52人、「B判定」が35人、「C判定」が25人の順となっています。

表 療育手帳所持者の障害種別・程度の状況

区分	A判定	B判定	C判定	計
人数	52人 (46.4%)	35人 (31.3%)	25人 (22.3%)	112人 (100%)
内 在 宅	37人 (39.4%)	34人 (36.2%)	23人 (24.5%)	94人 (100%)
18歳以上	21人 (47.7%)	19人 (43.2%)	4人 (9.1%)	44人 (100%)
18歳未満	16人 (32.0%)	15人 (30.0%)	19人 (38.0%)	50人 (100%)

平成17年10月1日現在

(3) 精神障害者の状況

本町の精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、79人が把握されています。障害の程度では、「2級」が46人、「3級」が25人、「1級」が8人の順となっています。

表 精神保健手帳保持者の状況

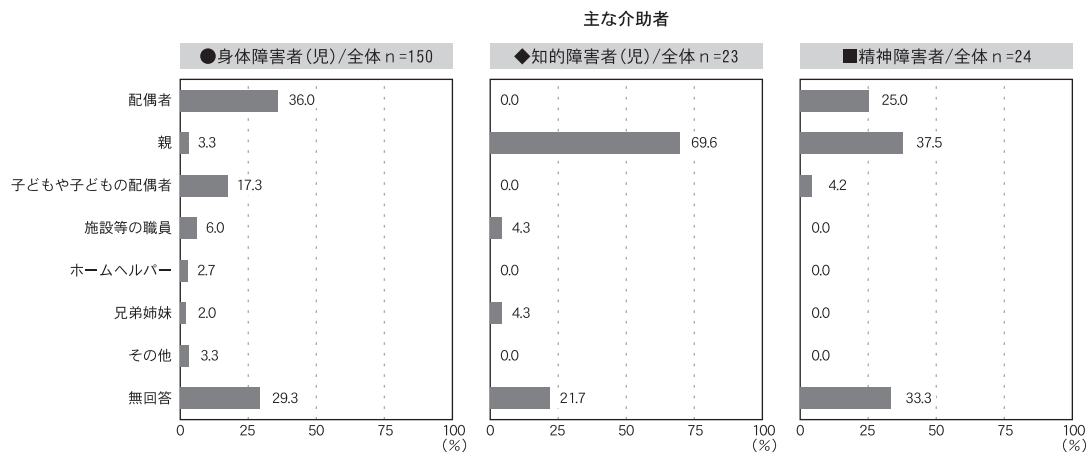
区分	1級	2級	3級	計
人数	8人	46人	25人	79人
割合	10.1%	58.2%	31.7%	100%

平成17年10月1日現在

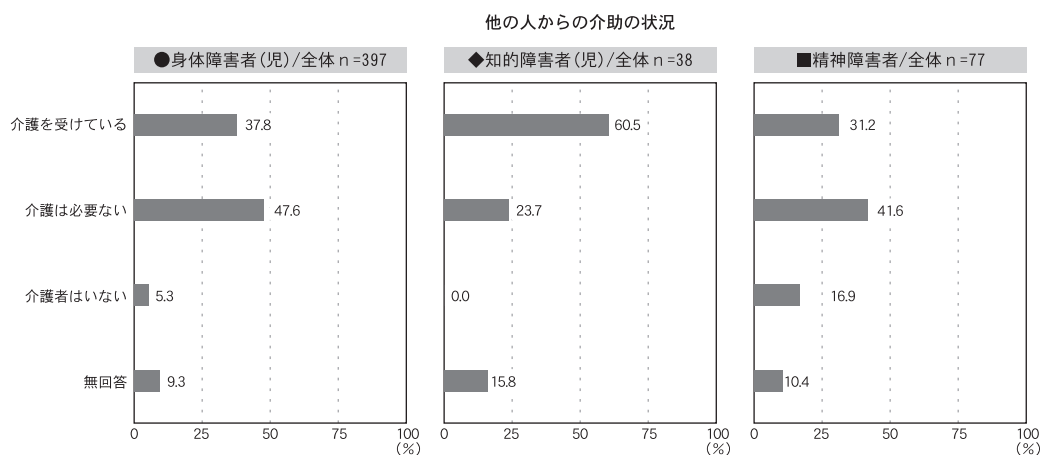
2 障害のある人の生活状況等

(1) 介護の状況

主な介助者の状況では、「子どもや子どもの配偶者」は身体障害のある人が2割弱、知的障害のある人がなく、精神障害のある人が1割弱、「配偶者」は身体障害のある人が4割弱、知的障害のある人がなく、精神障害のある人が2割以上となり、「子どもや子どもの配偶者」が多い状況です。



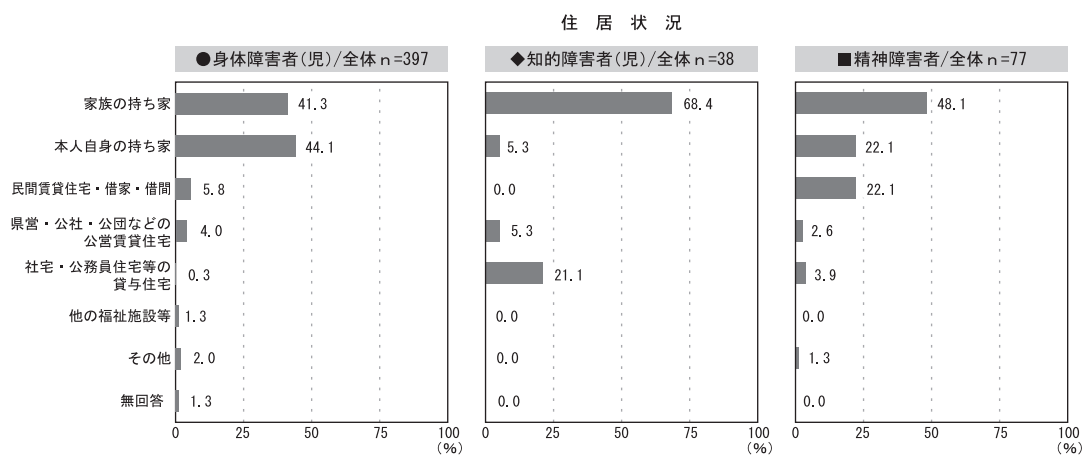
家族以外の人からの援助では、「介護は必要がない」は身体障害のある人が5割弱、知的障害のある人が2割強、精神障害のある人が約4割となる一方で、「介護を受けている」は身体障害のある人が4割弱、知的障害のある人が6割、精神障害のある人が約3割となっています。



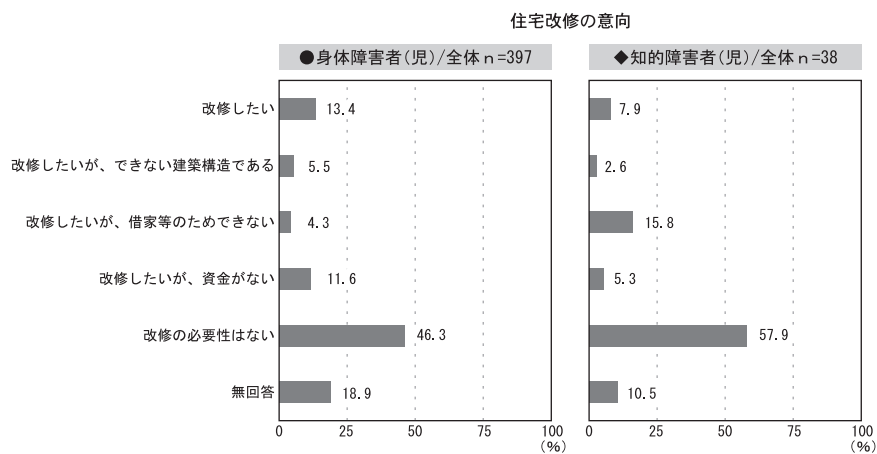


(2) 住まいの状況

住まいの状況では、「本人自身の持ち家」は身体障害のある人が4割以上で多く、「家族の持ち家」は知的障害のある人が7割弱、精神障害のある人が5割弱でともに多くなっています。



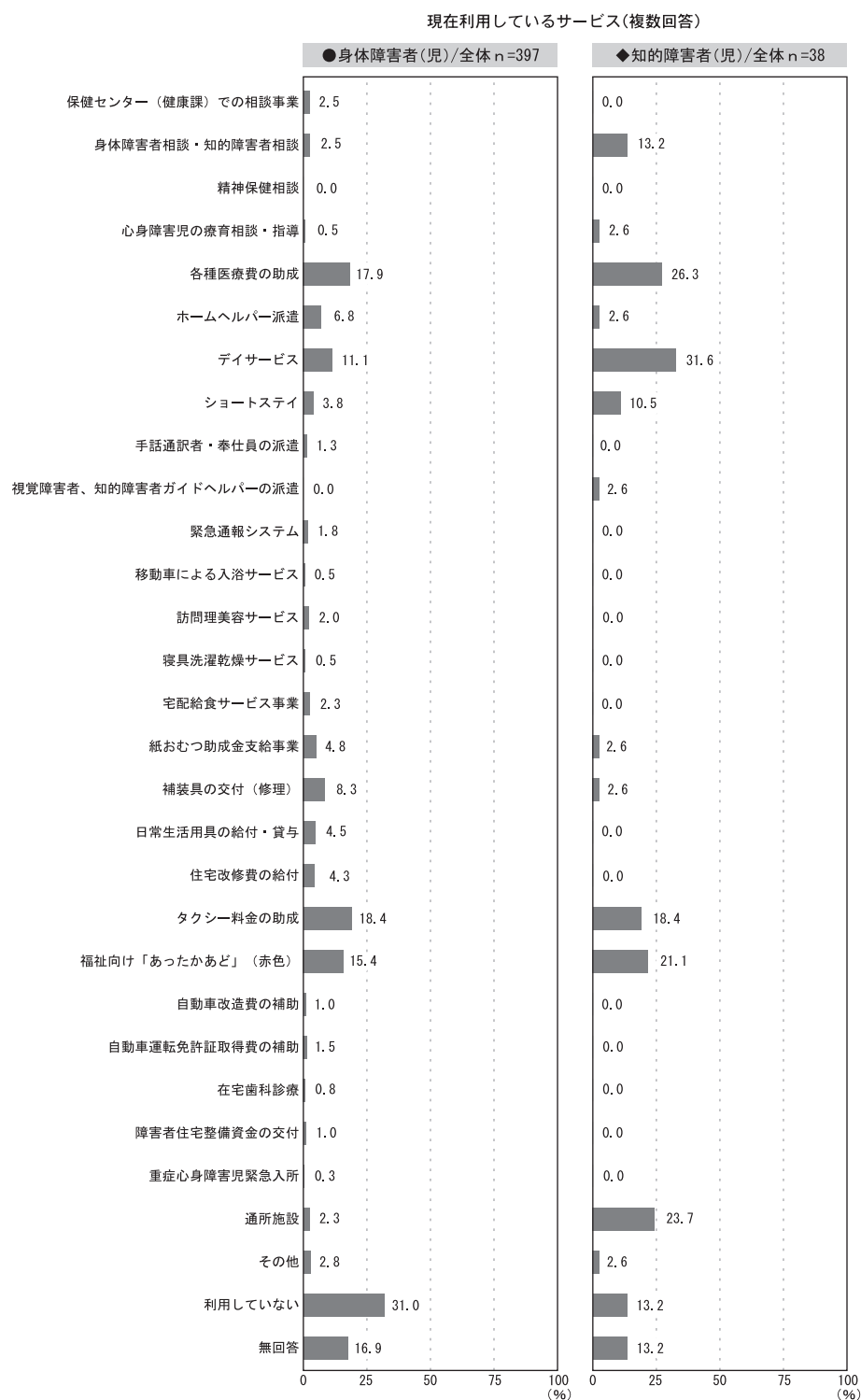
住宅改修の意向では、身体障害のある人と知的障害のある人の5割前後は「改修の必要性はない」と回答しており、「改修したい」と「改修したいが、資金がない」はともに1割前後と少ない状況です。



2 障害のある人の生活状況等

(3) 福祉サービスの利用状況

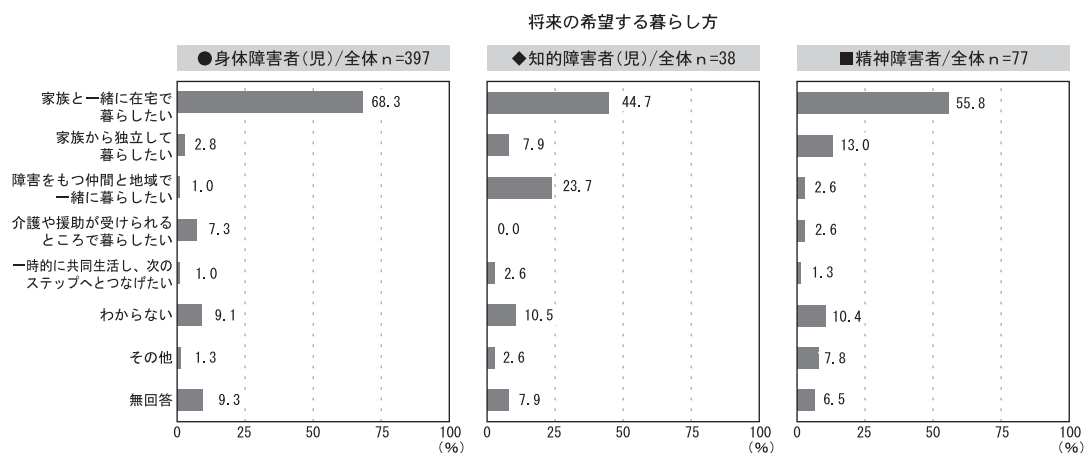
福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。





(4) 希望する将来の暮らし方

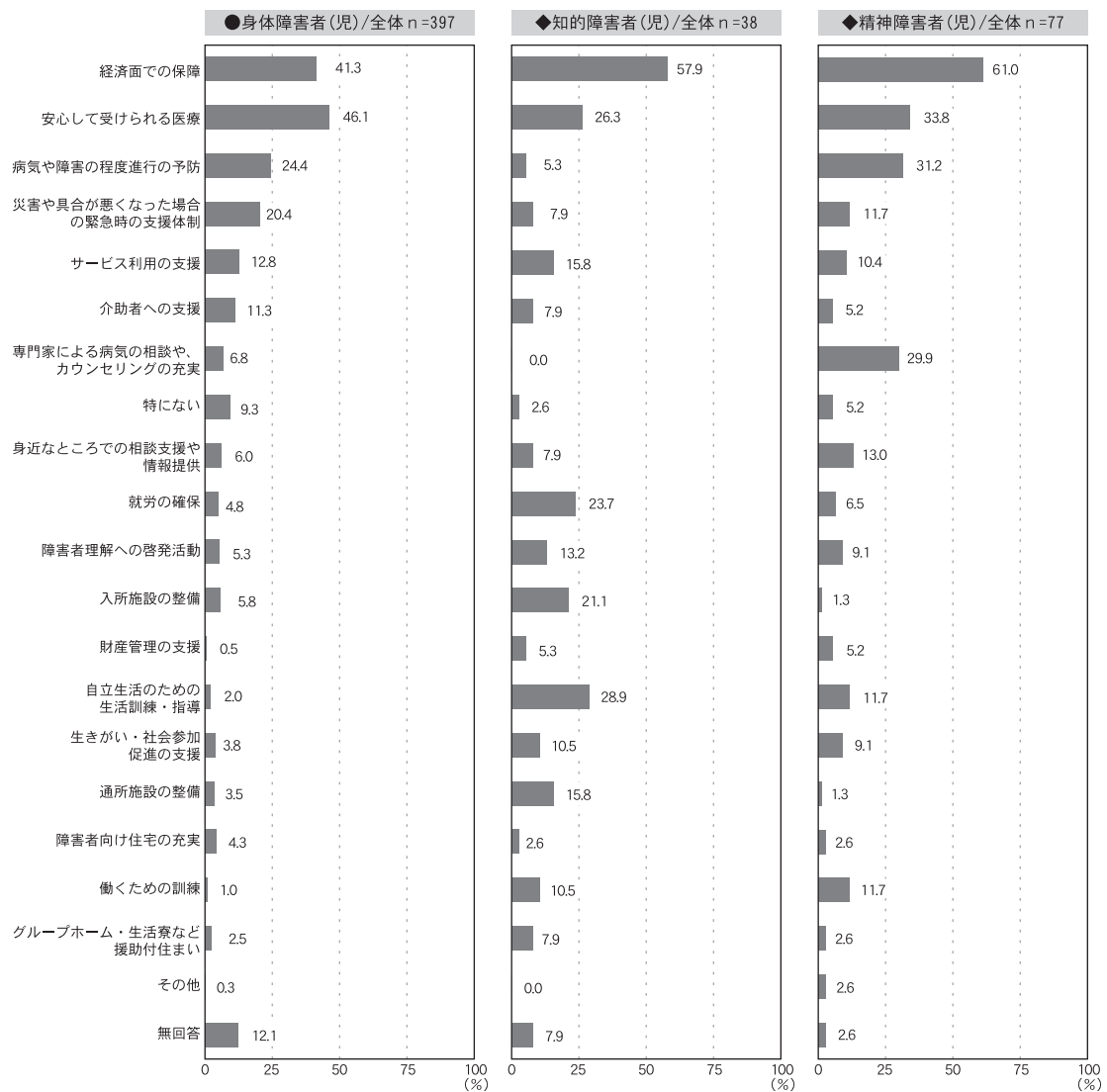
希望する将来の暮らし方では、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人ともに「家族と一緒に在宅で暮らしたい」が4～7割と多く希望しており、その他の回答として知的障害のある人が「障害のもつ仲間と地域で一緒に暮らしたい」が2割強でした。



2 障害のある人の生活状況等

希望する暮らし方を実現するために必要な施策では、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人ともに「経済面での保障」「安心して受けられる医療」「病気や障害の程度進行の予防」等に多くの回答がありました。

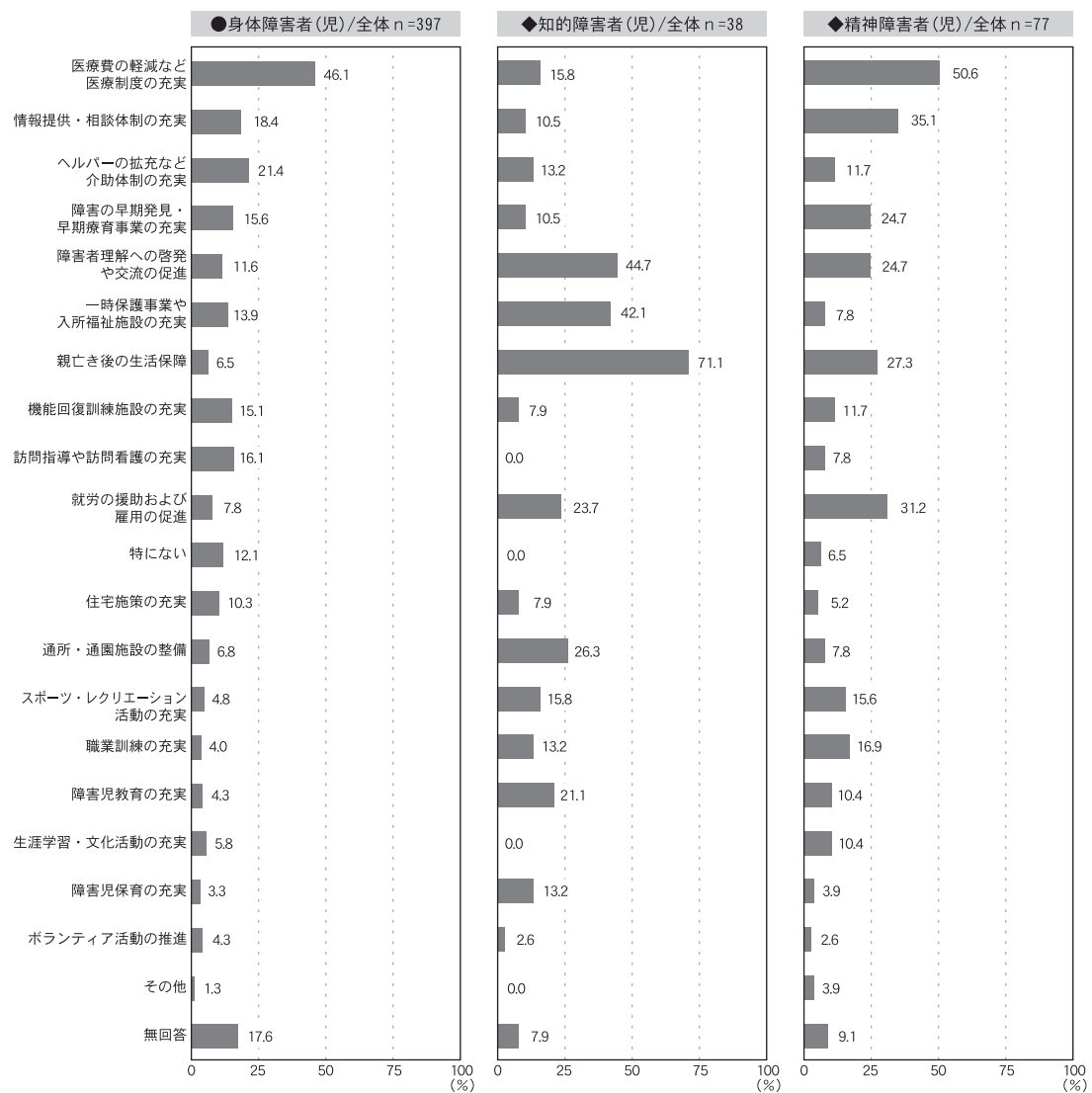
希望の暮らし方を実現するために必要な施策(複数回答)





今後、力を入れてほしい主な障害者施策では、身体障害のある人と精神障害のある人ともに「医療費の軽減など医療制度の充実」「情報提供・相談体制の充実」「障害の早期発見・早期療育事業の充実」をあげており、知的障害のある人は「親亡き後の生活保障」「障害者理解への啓発や交流の促進」「一時保育事業や入所福祉施設の充実」などをあげています。

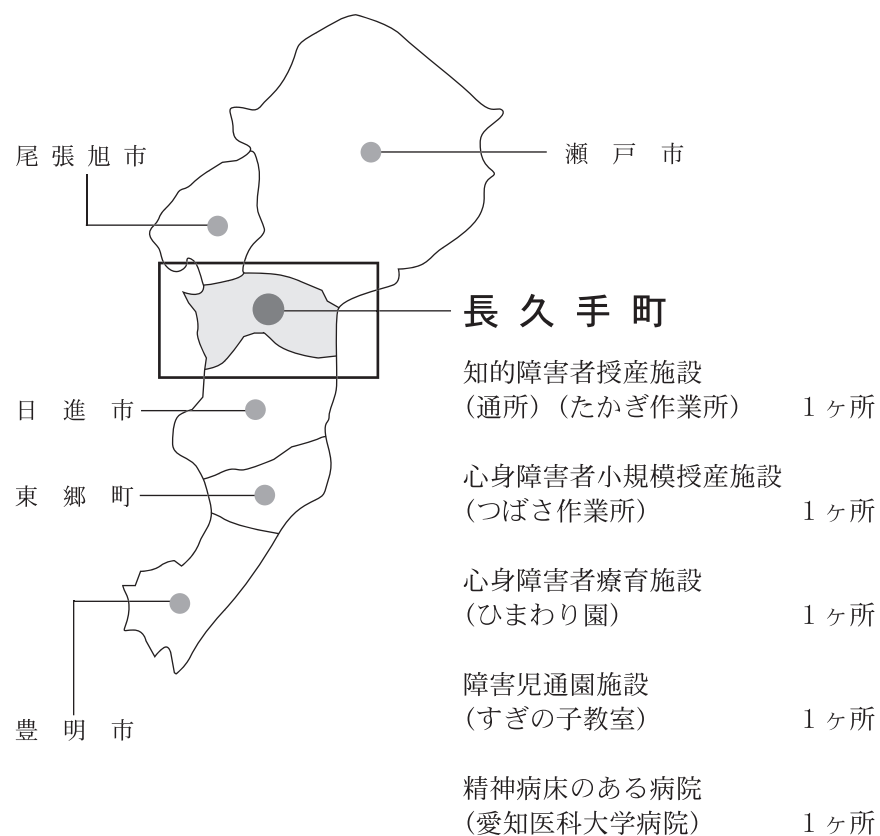
今後力を入れてほしい主な障害者施策(複数回答)



3 障害保健福祉圏域と障害者施設の設置状況

国は、各都道府県に対し、当該都道府県内の全ての地域について、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者に共通のものとして、障害保健福祉圏域の設定を求めています。このために愛知県では、障害者施策の広域実施や障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めていくため、厚生省の考え方を考慮し、現行の老人保健福祉圏域をもって障害保健福祉圏域としました。本町は、尾張東部障害保健福祉圏域に属し、長久手町、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市の5市2町からなる圏域です。

尾張東部障害保健福祉圏域における施設配置



長久手町障害者基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、障害者の保健・福祉の推進をはかるため、障害者基本計画の見直しを行うことを目的とする。設置する委員会の名称は、長久手町障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）とする。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究する。
(1) 長久手町障害者基本計画に関する事項
(2) 前項に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1) 行政機関に属する者
(2) 医療関係者
(3) 地区組織及び福祉関係団体の代表者
(4) 学識を有する者
(5) 公募による町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱から計画の策定が完了するまでとする。

(委員長職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により定める。
3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
4 委員長は、会務を総理する。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。
2 部会の委員は、行政機関に属する者のうちから町長が委嘱する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
4 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成9年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年8月16日から施行する。

障害者団体ヒアリング日程表

	11月1日(火)	11月2日(水)	11月4日(金)
10:00～11:00	ウェンディの箱	地域婦人会	愛eyeクラブ
11:00～12:00	ゆび話の会	自助具の部屋	プチハーネス
13:30～14:30	たんぼぼ会	ネコバス会	NPOかわせみ
14:30～15:30	希望の会・ピーターパン 合同	すぎのこ教室	点字サークル
15:30～16:30		ひまわり園	花水木の会

※希望の会とピーターパンは希望により一緒に実施した。

障害者基本計画策定委員会委員名簿

役職	関係機関	職名	氏名
委員長	地区組織及び 福祉関係団体	長久手町社会福祉協議会会長	福岡 廉二
副委員長		長久手町民生委員・児童委員協議会副会長	平松 弘子
		長久手町身体障害者福祉協会会長	浅井 鹿雄
		希望の会会長	藤枝万三子
	行政機関	瀬戸保健所長	子安 春樹
	医療関係者	東名古屋医師会長久手支部	二宮 正志
		瀬戸歯科医師会長久手歯科医会	佐々木 瞻
	学識経験者	身体障害者相談員	尾塔 和江
		知的障害者相談員	成田 尚子
	公募による町民		水谷 幸子
			酒井 亜紀

障害者基本計画策定専門部会委員名簿

役職	所属	職名	氏名
委員長	長久手町総務部安心安全課	課長補佐	山田 高司
	瀬戸保健所地域保健課	課長補佐	守屋 小百合
	長久手町町長公室企画課	企画調整係主事	山際 裕行
	長久手町建設部土木課	工務係長	角谷 俊卓
	長久手町建設部都市整備課	建築指導係主事	正林 直己
	長久手町民生部福祉の家	事業係長	岸上 美栄子
	長久手町民生部健康課	保健予防係長	浅井 雅代
	長久手町教育委員会社会教育課	課長補佐	川本 宏志
	長久手町社会福祉協議会	地域福祉係長	貝川 恭則



平成 18 年 3 月

長久手町第 2 次障害者基本計画

発行 長久手町

〒480-1196 愛知県愛知郡長久手町大字岩作字城の内 60-1

電話 (0561)63-1111

FAX (0561)63-2940